令和2年度
第1回熊本市多核連携都市推進協議会

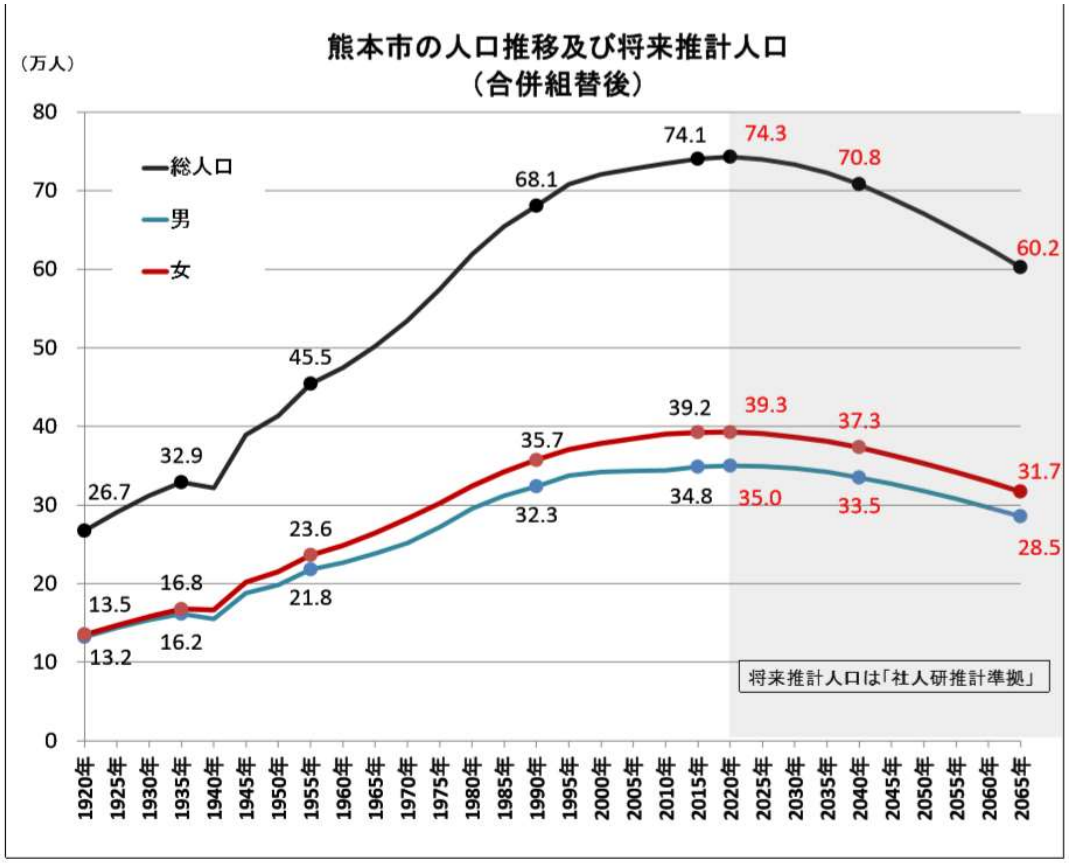
R2．7．28（火）　13：30～
予算決算委員会室

はじめに…

熊本市多核連携都市推進協議会について

はじめに　～熊本市多核連携都市推進協議会について～

●背景



「熊本市人口ビジョン〈改訂版〉」（令和2.3）より
※1920年から2015年までは、総務省統計局「国勢調査結果」より作成。
　2020年以降は社人研推計準拠より作成。

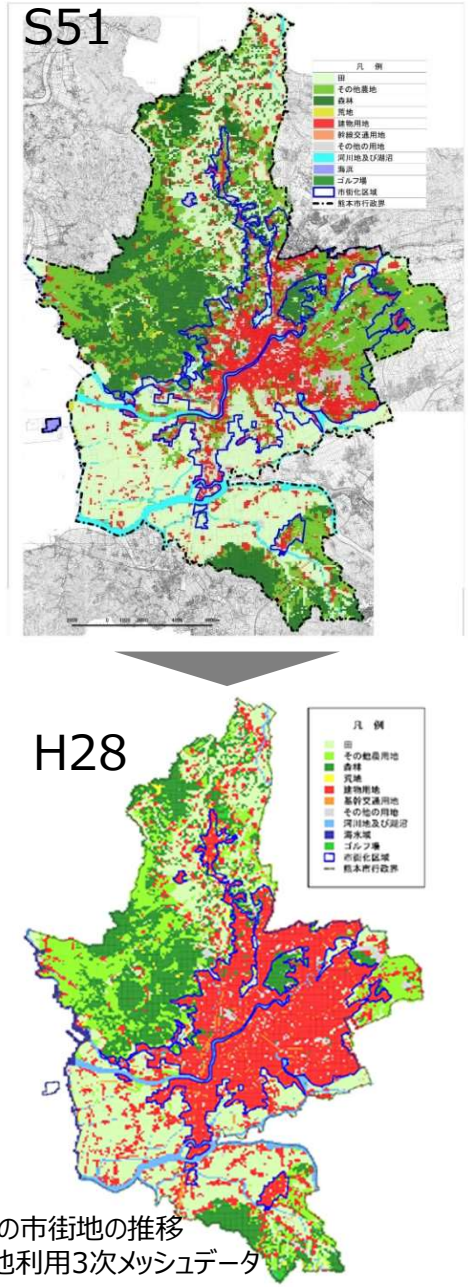


図 熊本市の市街地の推移
資料）土地利用3次メッシュデータ

はじめに　～熊本市多核連携都市推進協議会について～

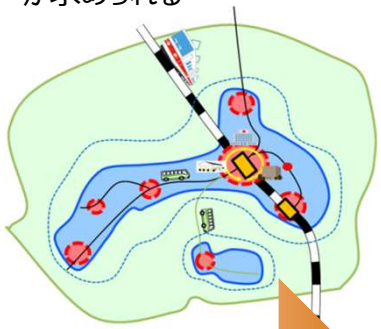
●背景

本市を取り巻く状況

○**人口減少・高齢者の増加**
○**拡散した市街地**

低密度な市街地の拡大
↓↑
都市機能の衰退
↓↑
生活利便性の低下
↓↑
人口減少

コンパクトで地域核が連携した持続可能な都市づくりが求められる



「第2次　都市マスタープラン(H21)」にて**“多核連携都市”**を都市の将来像として位置付け

多核連携都市の実現により期待されること

【居住の誘導】

○中心市街地や地域拠点及び公共交通軸沿線へ居住を誘導する
⇒幅広い世代が歩いて日常生活を営める都市が形成される
⇒行政コストが抑制され、行政サービス水準が維持される
⇒自動車に依存した生活からの転換を図ることで、低炭素の都市づくりが促進される

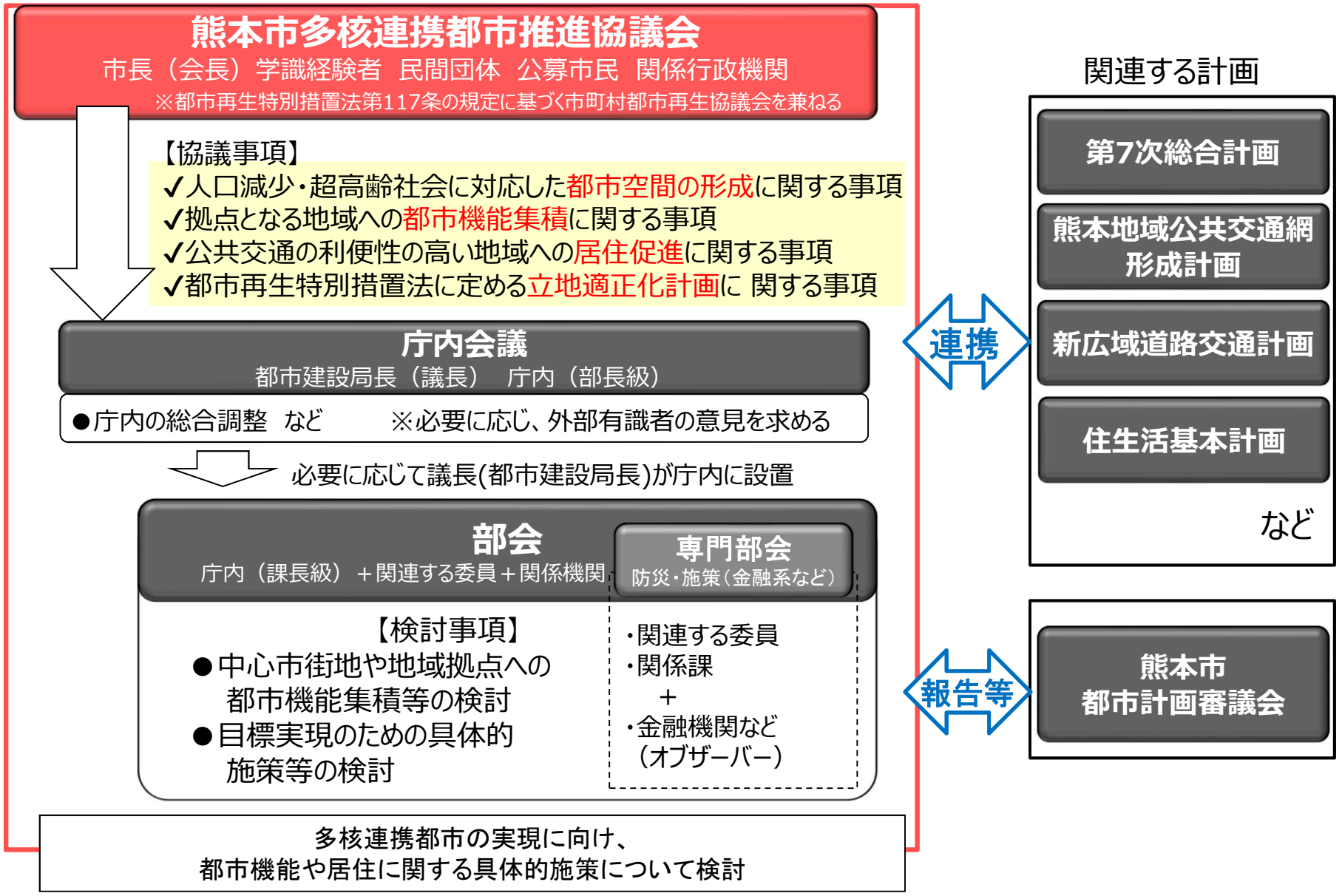
【都市機能の誘導】

○中心市街地や地域拠点に都市機能の維持・確保を図る
⇒幅広い世代が様々なサービスを受けることができ、生活の利便性が向上する
⇒都市機能の集積により、利用者の増加や都市の活力の向上に繋がる
⇒中心市街地と地域拠点を、高いサービス水準の公共交通で繋ぐことにより、利便性の高い都市空間が実現される

「立地適正化計画(H28)」の策定を契機に多核連携都市の更なる推進をはかるため**多核連携都市推進協議会を設置**

はじめに　～熊本市多核連携都市推進協議会について～

●協議会の体系



はじめに　～熊本市多核連携都市推進協議会について～

●今年度の協議会における協議内容等(予定)

○立地適正化計画について、H31年度・R5年度に評価等を行うこととしており、今回、現状の調査、分析及び評価を実施したところ。

○評価等結果の報告や防災視点の強化など立地適正化計画の改定に関する協議を行うとともに、“多核連携都市”の推進に向け、公共交通をはじめ、道路、住宅など各分野と連携を図りながら、地域拠点の在り方、都市機能や居住の誘導に関する施策などについて協議予定。

	協議内容	時期
第１回	●現状の調査、分析及び評価結果の報告 ●今年度の取組内容に関する説明 （居住誘導区域における防災視点の強化、新たな施策検討の方向性 等）	R2.7.28
第２回	●防災視点の強化（防災指針）について ●地域拠点の在り方について（地域特性やまちづくりの方向性 等） ●新たな施策について（都市機能や居住の誘導、防災、交通等） ●立地適正化計画の改定について	R2.11頃 （予定）
第３回	●地域拠点の在り方について（拠点毎の具体的な取り組み 等） ●新たな施策について（都市機能や居住の誘導、防災、交通等） ●立地適正化計画改定について	R3.2頃 （予定）

はじめに　～熊本市多核連携都市推進協議会について～

●今年度の開催スケジュール（案）

	R2 6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R3 1月	2月	3月
協議会		7/28 第1回【今回】				第2回			第3回	
庁内会議		7/17								
庁内部会		7/3								
専門部会										
都計審			報告等			報告等			報告等	
議会				報告等			報告等			報告等

立地適正化計画について

はじめに　～立地適正化計画について～

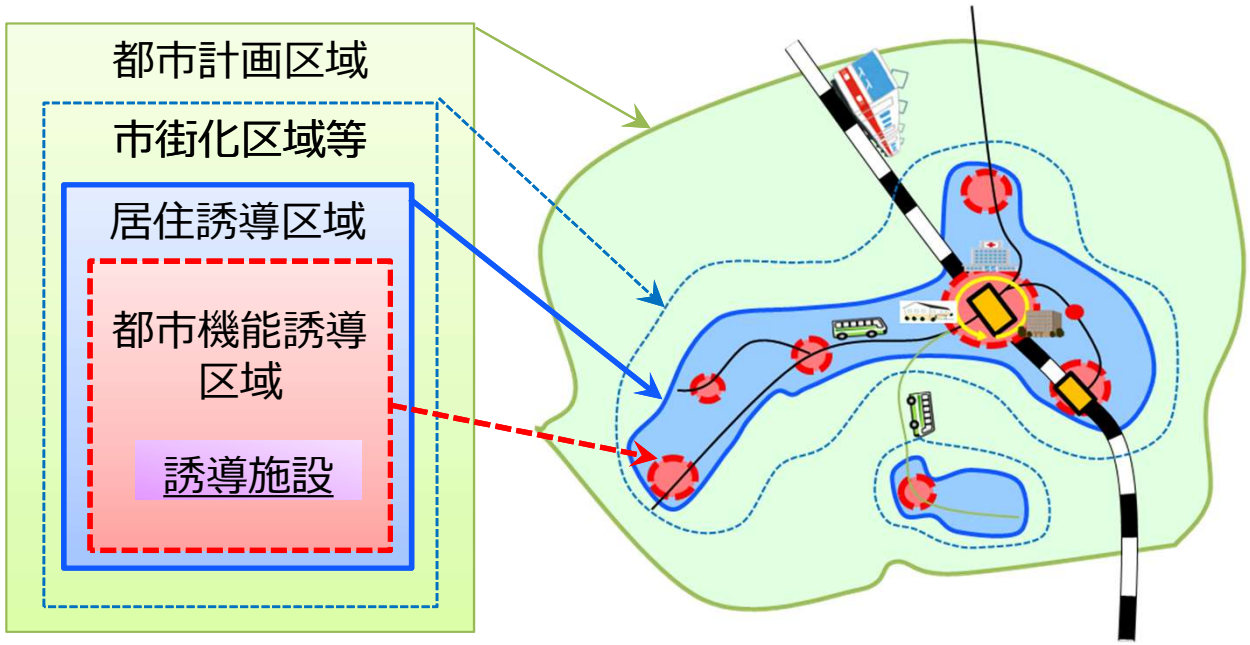
●概要

○多核連携都市を実現するため、H28.4「立地適正化計画」策定。

⇒都市機能の集積を図る『都市機能誘導区域』に日常生活サービス機能を維持・確保

⇒『都市機能誘導区域等』を利便性の高い公共交通で結ぶ

⇒これらを将来にわたり維持するため、『居住誘導区域（利便性の高い公共交通軸沿線）』を設け一定の人口密度を保つ



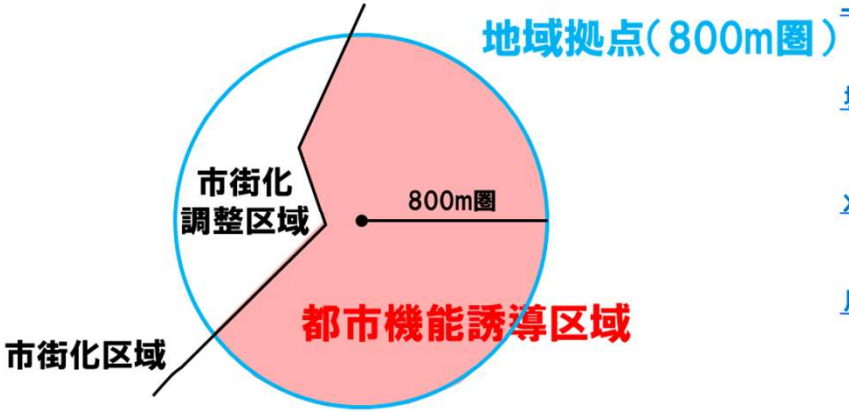
はじめに　～立地適正化計画について～

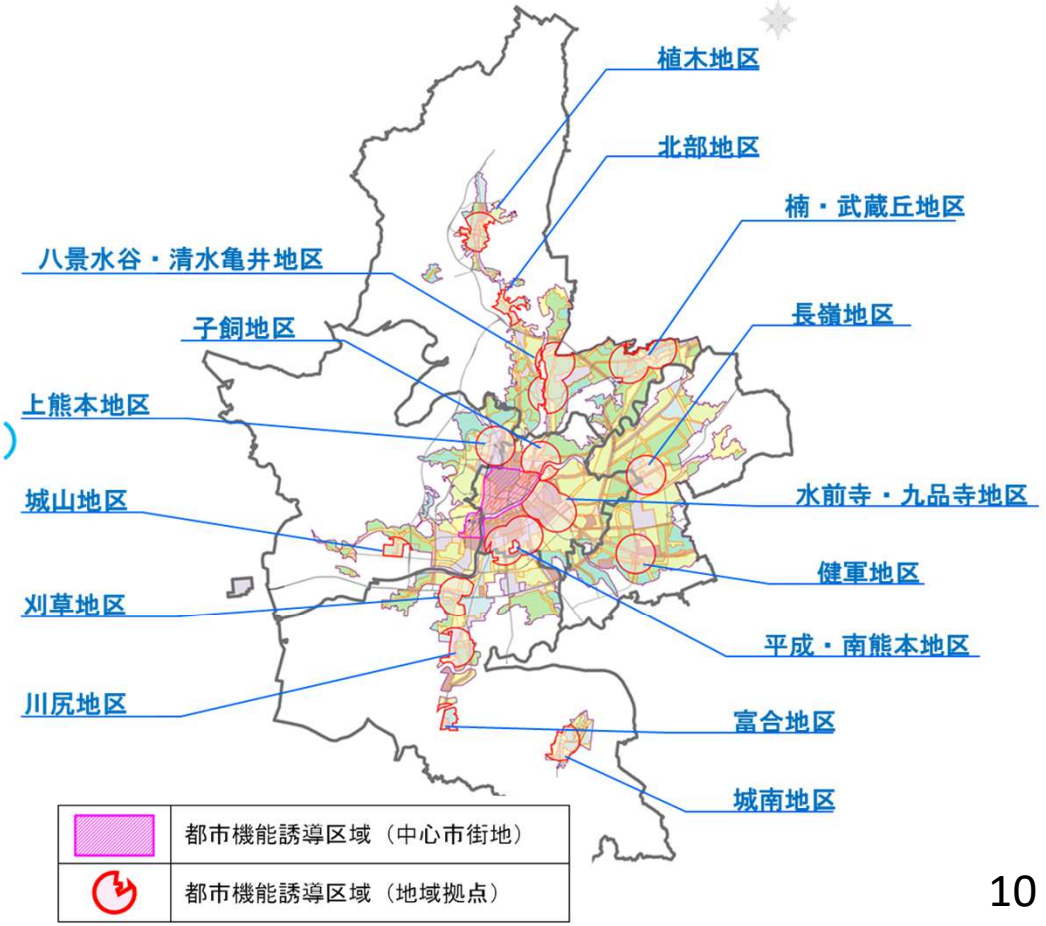
●都市機能誘導区域

○商業・医療等の**日常生活サービス機能**を都市の拠点で**維持・集積**することにより、必要なサービスを受けることができる区域。

⇒**「中心市街地」及び「15箇所の地域拠点」**とし、交通の要衝となるポイントである**鉄軌道駅やバス停から概ね半径800m圏**　※市街化調整区域、災害リスクが高い地域を除く区域

	面積 (ha)	人口 (人)	人口密度 (人/ha)
A　市域	39,032	737,073	18.9
B　市街化区域	10,795	648,896	60.1
C　都市機能誘導区域	3,146	198,017	62.9
C/A	8.1%	26.9%	
C/B	29.1%	30.5%	



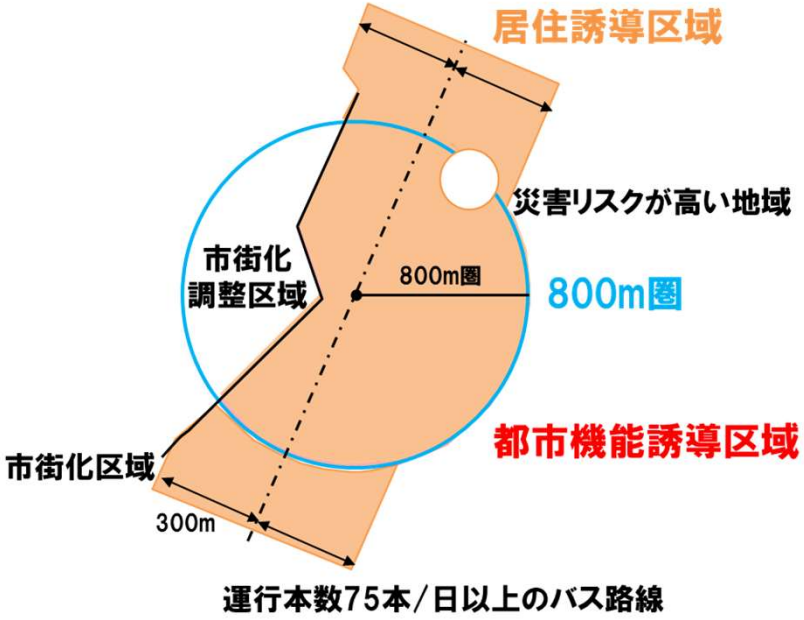


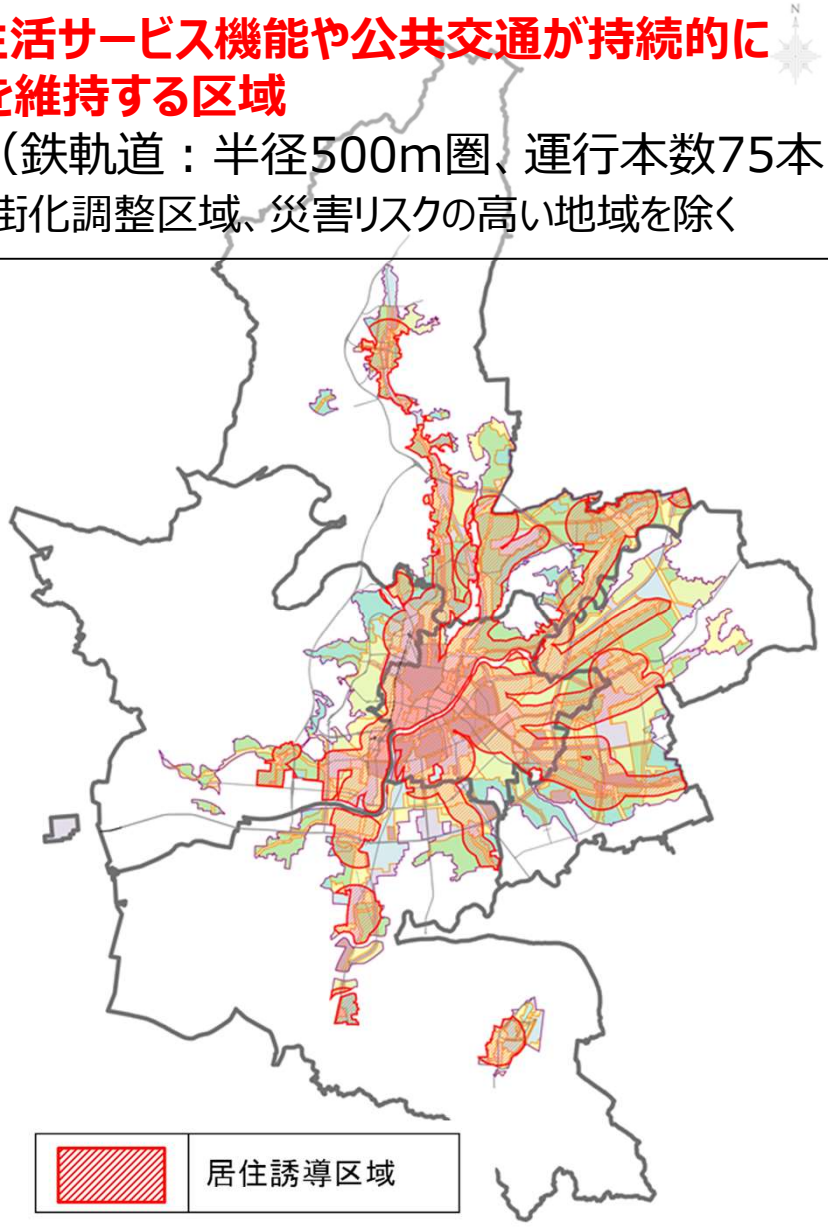
はじめに　～立地適正化計画について～

●居住誘導区域

○人口減少下においても、商業・医療等の**日常生活サービス機能や公共交通が持続的に維持されるよう一定のエリアにおいて人口密度を維持する区域**
⇒**都市機能誘導区域**、及び**公共交通軸沿線**（鉄軌道：半径500m圏、運行本数75本以上のバス路線：半径300m圏）を設定　※市街化調整区域、災害リスクの高い地域を除く

	面積 (ha)	人口 (人)	人口密度 (人/ha)
A　市域	39,032	737,073	18.9
B　市街化区域	10,795	648,896	60.1
D　居住誘導区域	5,904	368,113	62.3
D/A	15.1%	49.9%	
D/B	54.7%	56.7%	





本日の協議事項

本日、ご協議頂きたい事項は・・・・

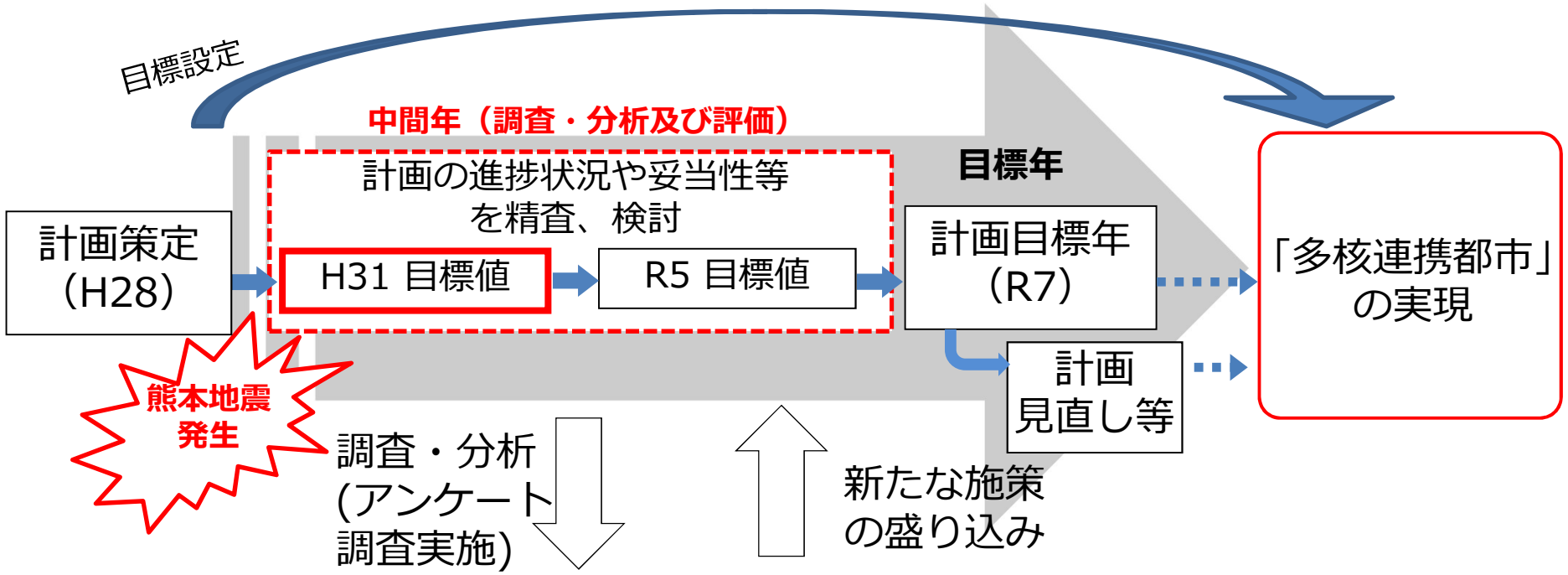
１．現状の調査、分析及び評価結果について
（立地適正化計画における目標値の達成状況など）

２．防災視点の強化について

３．施策検討の方向性について

１．現状の調査、分析及び評価結果について
（立地適正化計画における目標値の達成状況など）

1.現状の調査、分析及び評価結果について



評価指標

⑴居住に関する目標　　：居住誘導区域内の人口密度（国勢調査ベース）
⑵都市機能に関する目標：都市機能誘導区域内に維持･確保すべき誘導施設の充足区域数
⑶公共交通に関する目標：公共交通機関の年間利用者数

１.現状の調査、分析及び評価結果について　⑴居住に関する目標

1)居住誘導区域内の人口密度（国勢調査ベース）

○ H31年実績（H27国勢調査）は、**H31目標値と比較し、約2.5%向上**
（60.8→62.3(人/ha)）

○ 地域生活圏毎の居住誘導区域を比較した結果、**過半の地域で人口密度が増加**。
一方、他の地域や隣接市町村への流出等により、人口密度が減少した地域も存在。

人口密度10%増） 富合地区（8.2→12.5 (人/ha)）、城南地区（25.3→30.1 (人/ha)）、中心市街地（54.9 →61.7 (人/ha)）

人口密度減） 楠・武蔵ヶ丘地区（62.4→60.6 (人/ha)）、八景水谷・清水亀井地区（51.2→50.2 (人/ha)）

	基準年		調査・分析及び評価年		
		H27（H22国勢調査より）		**H31（H27国勢調査より）**	R5（R2国勢調査より）
①居住誘導区域の人口密度（単位：人/ha）	基準値	60.8	目標値	60.8	60.8
			実績値	**62.3**	※R5評価時にR2国勢調査結果に基づき算出予定

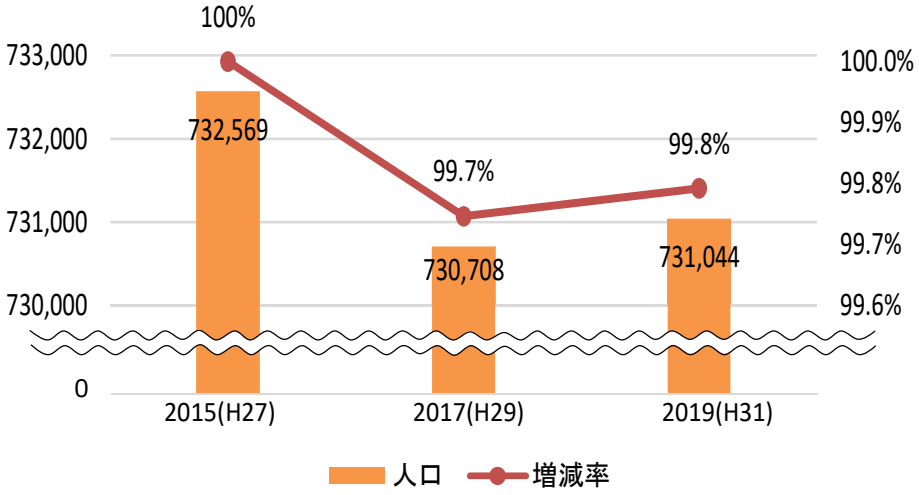
ただし、H27国勢調査の結果であり、熊本地震後の実態が反映されていない。
⇒ 参考として住民基本台帳を用いて、H27~H31の町丁目の人口動向等を調査分析。

2)熊本地震後の人口動向（住民基本台帳ベース）

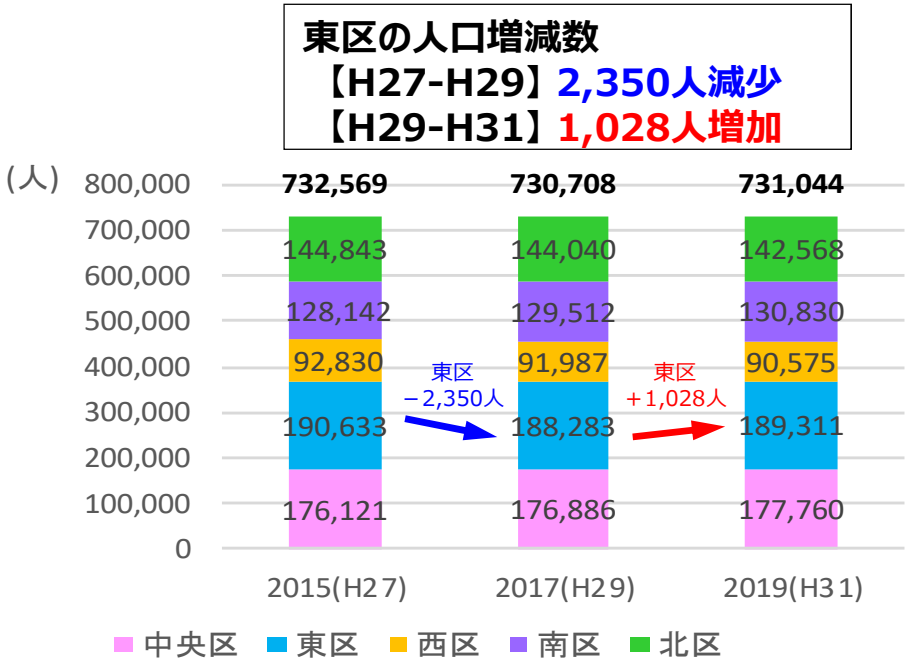
●市域全体の人口動向

○ 本市全体の人口は、地震直後に一時的に減少（H27⇒H29　-1,861人）し、特に東区では、被災者の転出超過等により人口が大幅に減少（H27⇒H29　-2,350人）

○ その後、東区では、転出者の再転入等、回復傾向にあり、本市全体としても、現在は、**地震前の人口に回復傾向**にある。　（H27／H31人口比：99.8%）



本市の人口推移（4/1住民基本台帳より）

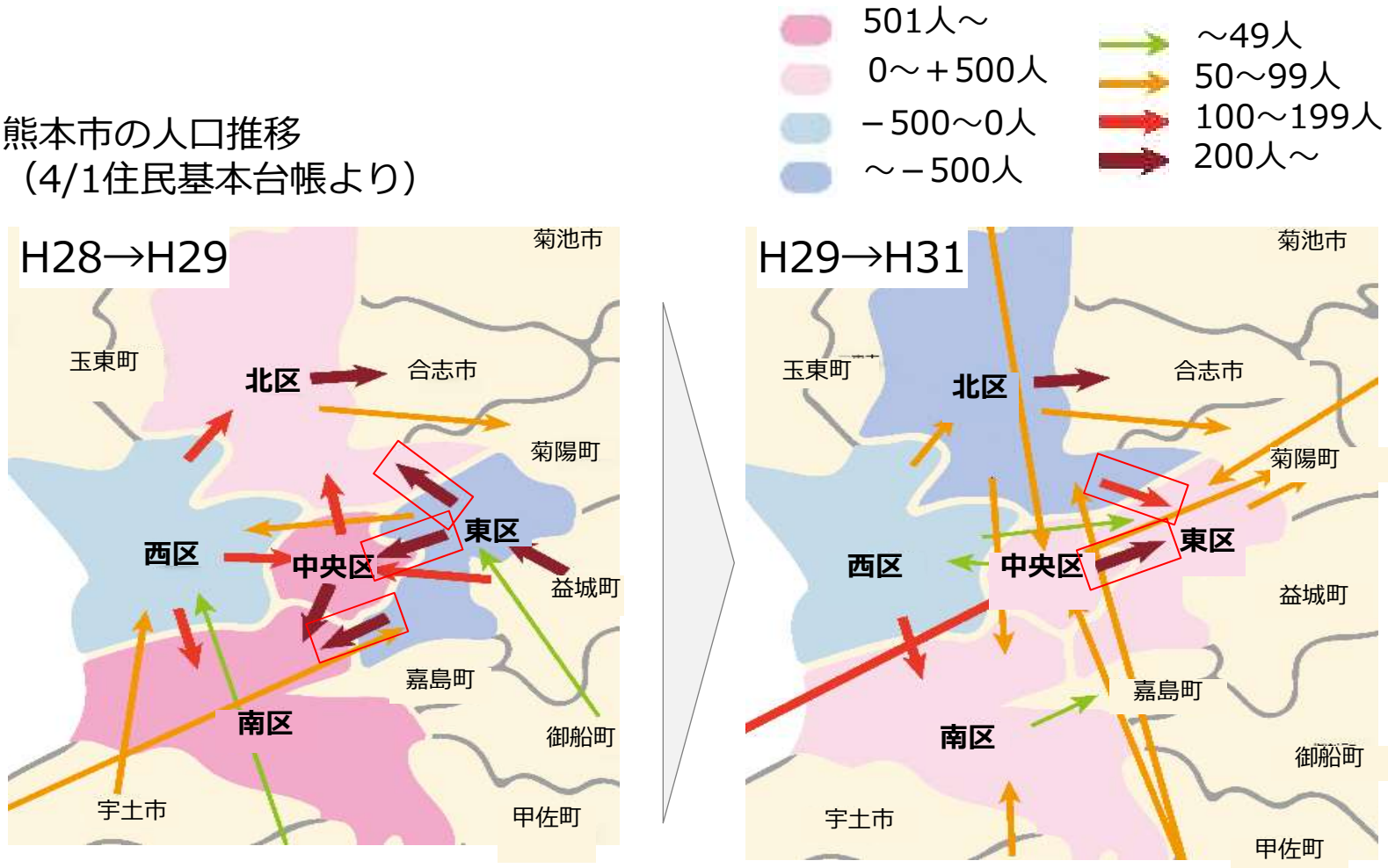


各区の人口推移（4/1住民基本台帳より）

2)熊本地震後の人口動向（住民基本台帳ベース）

●市域全体の人口動向

熊本市の人口推移
（4/1住民基本台帳より）



各区の人口流動図（RESAS地域経済分析システムより）

1.現状の調査、分析及び評価結果について　⑴居住に関する目標

2)熊本地震後の人口動向（住民基本台帳ベース）

●地域別の居住誘導区域内等における人口動向

○ 全体では、**都市機能誘導区域**及び**居住誘導区域**ともに人口密度は**微減**。

○ 地域別にみると、主に以下の地域において、人口減少が目立つ。
八景水谷・清水亀井地区、楠・武蔵ヶ丘地区、長嶺地区、健軍地区、上熊本地区

		都市機能誘導区域						居住誘導区域					
		人口（人）			人口密度（人/ha）			人口（人）			人口密度（人/ha）		
		H27	H31	増減	H27	H31	増減	H27	H31	増減	H27	H31	増減
1	植木地区	2,106	2,096	-10	15.6	15.5	-0.1	2,208	2,194	-14	14.4	14.3	-0.1
2	北部地区	2,776	2,725	-51	39.7	38.9	-0.8	3,453	3,430	-23	13.6	13.5	-0.1
3	楠・武蔵ヶ丘地区	20,332	20,107	-225	68.7	67.9	-0.8	24,719	24,525	-194	48.8	48.4	-0.4
4	八景水谷・清水亀井地区	18,277	17,569	-708	56.1	53.9	-2.2	24,052	23,198	-854	38.2	36.9	-1.3
5	子飼地区	34,118	34,721	603	198.4	201.9	3.5	40,729	41,391	662	70.5	71.6	1.1
6	長嶺地区	17,060	16,781	-279	84.9	83.5	-1.4	20,418	20,018	-400	27.4	26.8	-0.6
7	水前寺・九品寺地区	36,342	36,865	523	119.9	121.7	1.8	43,689	44,354	665	52.9	53.7	0.8
8	健軍地区	18,705	18,183	-522	93.1	90.5	-2.6	25,106	24,297	-809	42.6	41.2	-1.4
9	平成・南熊本地区	28,831	29,010	179	93.6	94.2	0.6	33,986	34,286	300	57.3	57.8	0.5
10	刈草地区	13,009	13,234	225	84.5	85.9	1.4	13,666	13,954	288	52.6	53.7	1.1
11	富合地区	606	698	92	11.4	13.2	1.8	606	698	92	11.4	13.2	1.8
12	城南地区	2,156	2,379	223	18.0	19.8	1.8	2,156	2,379	223	18.0	19.8	1.8
13	川尻地区	6,422	6,337	-85	46.2	45.6	-0.6	6,587	6,486	-101	47.7	47.0	-0.7
14	城山地区	6,741	6,895	154	124.8	127.7	2.9	11,740	11,506	-234	26.0	25.5	-0.5
15	上熊本地区	13,005	12,794	-211	64.7	63.7	-1.0	18,975	18,564	-411	59.1	57.8	-1.3
16	中心市街地	27,375	27,884	509	65.2	66.4	1.2	32,943	33,137	194	62.5	62.9	0.4
	全体	198,262	197,942	-320	**63.0**	**62.9**	-0.1	358,501	356,604	-1,897	**60.7**	**60.4**	-0.3

各地域拠点における地震前後の人口動向
（10/1時点住基台帳ベース）

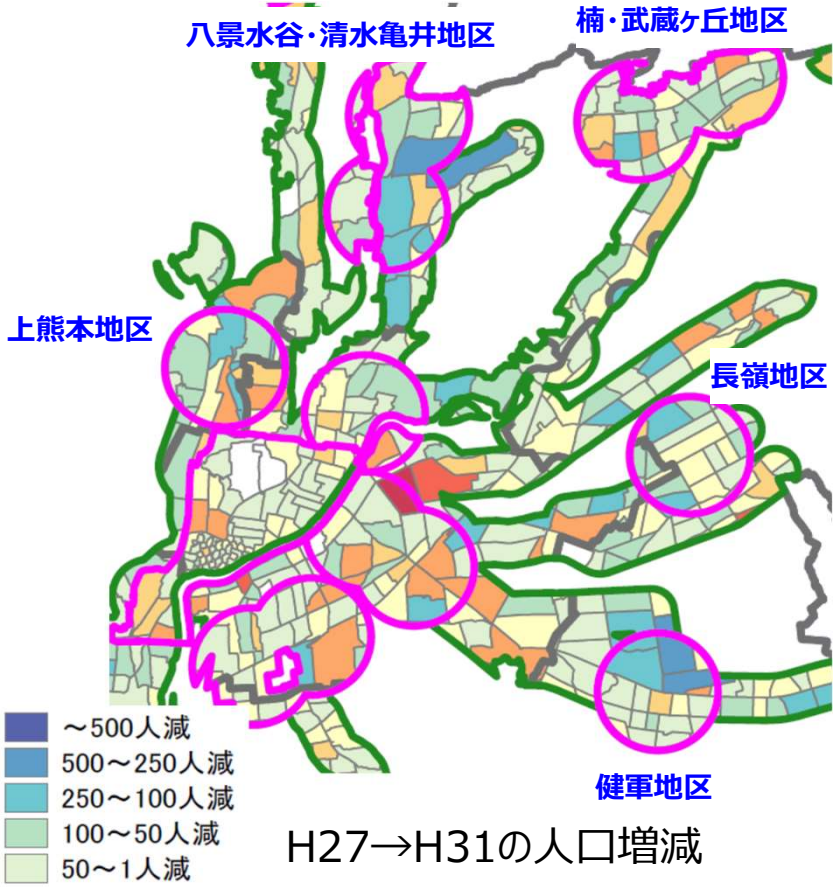
微減（-0.1人/ha）

微減（-0.3人/ha）

3)人口密度低下の各種要因と実態

○ 特に人口減少が目立つ地域でみられる要因

- 家屋解体箇所で更新が進んでいない
- 築年数の古い建物における空き家の増加
- 公営住宅の空き戸数の増加
- 狭隘な道路等インフラ整備が十分でない　等



H27→H31の人口増減



地震被災による更地



空き家の増加



公営住宅の空き戸数の増加



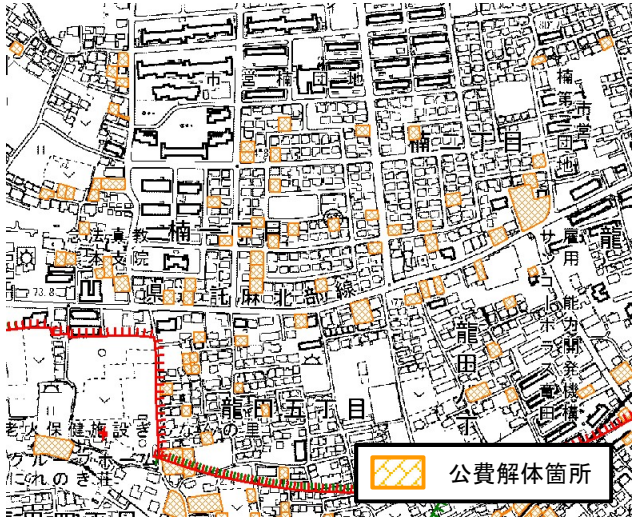
狭隘な道路等

1.現状の調査、分析及び評価結果について　⑴居住に関する目標

3)人口密度低下の各種要因と実態

●公費解体箇所での再建築

○ 公費解体箇所での再建築が進んでいるが、未だ**居住誘導区域内の67%が更地**となっている状況（R1.12月末時点）

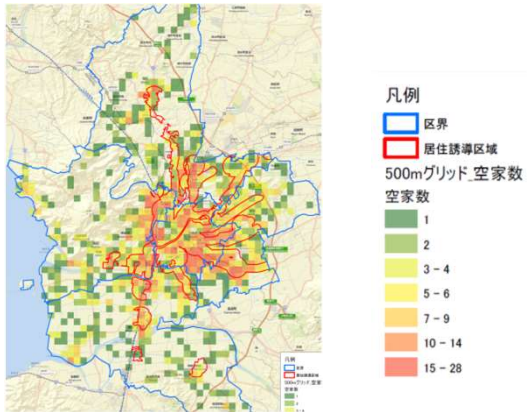


公費解体箇所での更地の状況（図は楠・武蔵ヶ丘周辺地区の一部）

公費解体箇所数（住宅以外の用途（事務所、店舗、小屋等）も含む）		
居住誘導区域**内**		5,560（40%）
再建築された	1,840（33%）	
更地のまま	3,720（67%）	
居住誘導区域**外**		8,419（60%）
計		13,979

●空き家

○ 空き家の**約半数**が、居住誘導区域内に存在する



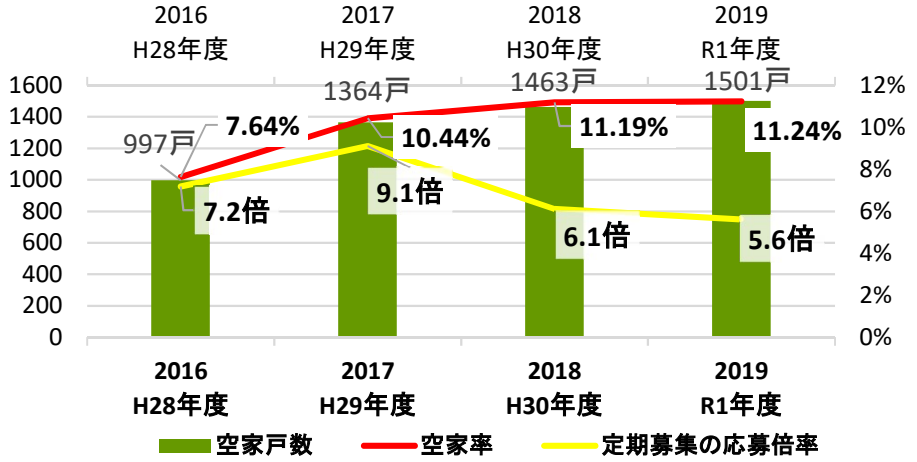
居住誘導区域内外における空き家数			
	利活用可能	危険な損傷があり倒壊の危険性ある状態　等	計
居住誘導区域**内**	1,882	42	1,924 (52%)
居住誘導区域**外**	1,711	63	1,774 (48%)
計	3,593	105	3,698

◀市全体の空き家分布図（熊本市空家等対策計画より）

3)人口密度低下の各種要因と実態

●公営住宅における空き室

○ 本市における公営住宅の**空き室**は、熊本地震による募集住戸の制限を一因として室数・割合ともに**増加**、定期募集応募倍率は低下傾向にある。

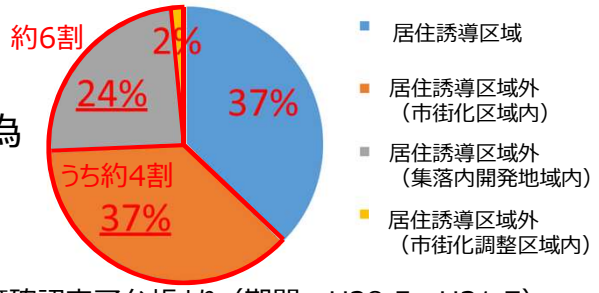


●建築・開発行為

○ **共同住宅**は、居住誘導区域内での建築が多数を占めるものの、**戸建住宅**は、**約6割が居住誘導区域外**であり、うち約4割が集落内開発地域である。

地震後（H28.5～R1.7）**戸建て住宅**の建築・開発動向

建築・開発行為区域グラフ⇒



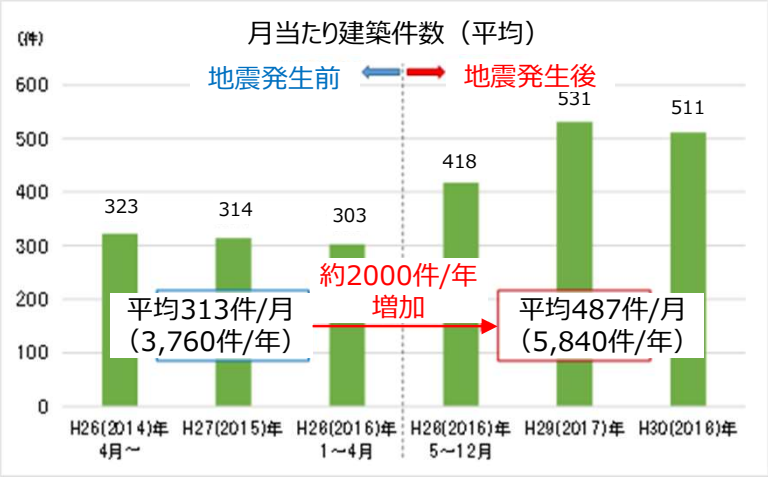
建築確認完了台帳より（期間：H28.5～H31.7）

※集落内開発地域：都市計画法34条にて定める、用途や形態規制等の特定の基準を満たせば、開発や建築が可能となる市街化調整区域

地域	建築・開発 許可数 戸建住宅
居住誘導区域内	3,725
居住誘導区域外（市街化区域内）	3,649
居住誘導区域外（集落内開発地域内）	2,392
居住誘導区域外（市街化調整区域内）	172
計	9,938

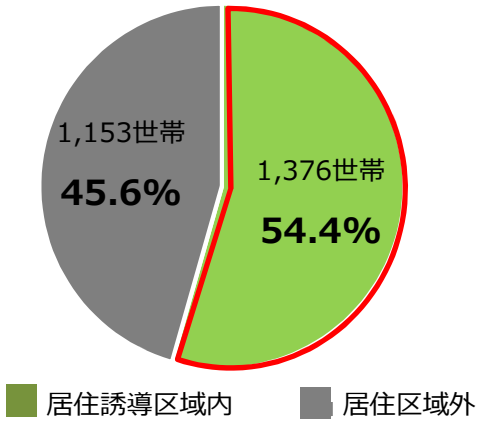
4) 人口密度向上に関する前向きな動向

○ 地震発生前後で比較すると**建築確認件数が年間約2,000件増加**しており、公費解体箇所でも建築・開発が現在進行中。



建築確認完了検査台帳より

○ 仮設住宅を退去後、従前地に戻らなかった（従前地から転居）世帯のうち、**過半**は居住誘導区域を選択。



従前地に戻らなかった世帯の居住状況

○ 現在建築中等の3階以上の中高層建物487件のうち、**381件（約8割）**が、**居住誘導区域内に存在**。

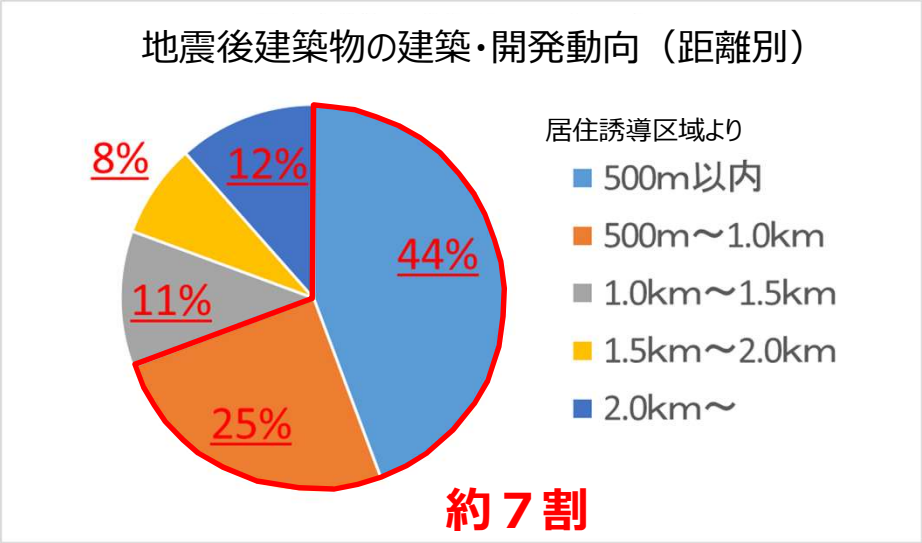
○ 今年度より、**中古住宅購入に対する補助金制度**や**空き家バンクの開設**など、**空き家利活用に関する取り組みも実施**。

○ 市営住宅の維持更新にあたっては、**居住誘導区域内で重点的に取り組む方針**。

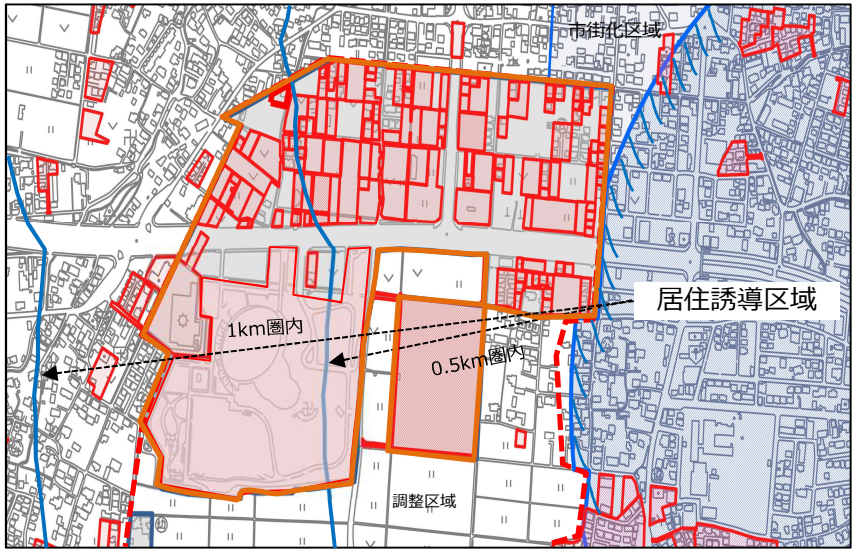
1.現状の調査、分析及び評価結果について　⑴居住に関する目標

4)人口密度向上に関する前向きな動向

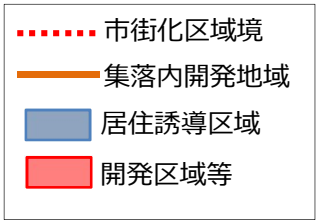
○ 居住誘導区域外での開発行為等は、約7割が区域から１km圏内。
同圏内における集落内開発地域（下図橙線内）では、**宅地化が概成に近い傾向**
（低未利用率 (H22)約43%→(H31)約25%）



▲開発圏内図



▲既開発区域図（力合西校区）

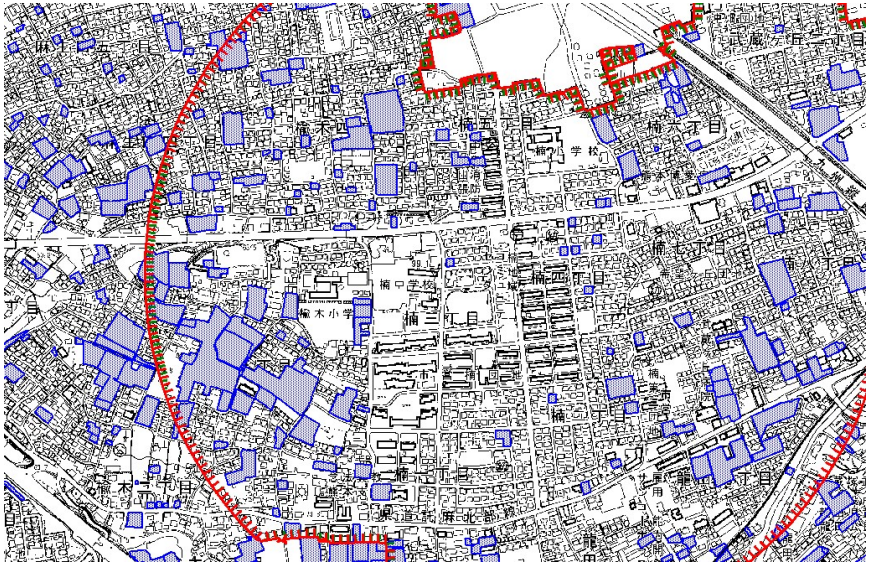


1.現状の調査、分析及び評価結果について　⑵都市機能に関する目標

○ 一部を除き誘導施設は増加傾向にあるが、誘導施設の充足地区数については**横ばいの状況**で、目標値に対する**達成率は81%（13／16）**のため引続き確保が必要。
未達成地区）北部地区（商業機能）、刈草地区（医療機能）、富合地区（商業・医療機能）

○ 都市機能誘導区域内における低未利用地の活用や区域内に立地するための**更なる誘導・緩和施策が必要**。

	基準年		調査・分析及び評価年					
		H27		(参考)H28	(参考)H29	(参考)H30	**H31**	R5
②都市機能誘導区域内に誘導施設が充足している区域の数 （単位：区域）	基準値	13	目標値	－	－	－	－	16
			実績値	12	13	13	**13**	※R5年評価時に算出予定



都市機能誘導区域全体に占める低未利用地の割合は**9.6%**



都市機能誘導区域内において、誘導施設の建築制限がかかる専用住居系の用途地域が**44%存在**。

1.現状の調査、分析及び評価結果について　⑵都市機能に関する目標

○各拠点の誘導施設充足数

都市機能誘導区域名	商業施設	金融施設	医療施設			
			内科	外科	小児科	歯科
①植木地区	●	●	●	●	●	●
②北部地区	◆	●	●	●	●	●
③楠・武蔵ヶ丘地区	●	●	●	●	●	●
④八景水谷・清水亀井地区	●	●	●	●	●	●
⑤子飼地区	●	●	●	●	●	●
⑥長嶺地区	●	●	●	●	●	●
⑦水前寺・九品寺地区	●	●	●	●	●	●
⑧健軍地区	●	●	●	●	●	●
⑨平成・南熊本地区	●	●	●	●	●	●
⑩刈草地区	●	●	●	◆	●	●
⑪富合地区	◆	●	●	○	◆	○
⑫城南地区	●	●	●	●	●	●
⑬川尻地区	●	●	●	●	●	●
⑭城山地区	●	●	●	●	○	●
⑮上熊本地区	●	●	●	●	●	●
⑯中心市街地	●	●	●	●	●	●

● ：誘導施設あり　◆ ：誘導施設なし　○ ：補完施設あり

1.現状の調査、分析及び評価結果について　⑶公共交通に関する目標

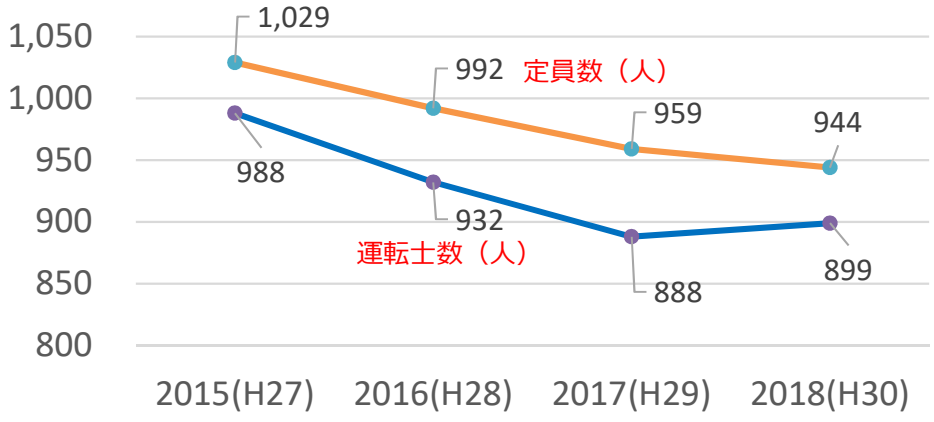
○ 乗務員不足等による**路線バスの減便（H30走行キロ：H27比87%）**等もあり、路線バスの利用者の減少が続いている。**目標達成率は96.5%。**

○ 交通施策等と連携し、バス路線再編や公共交通利用促進の取組みがより一層必要。

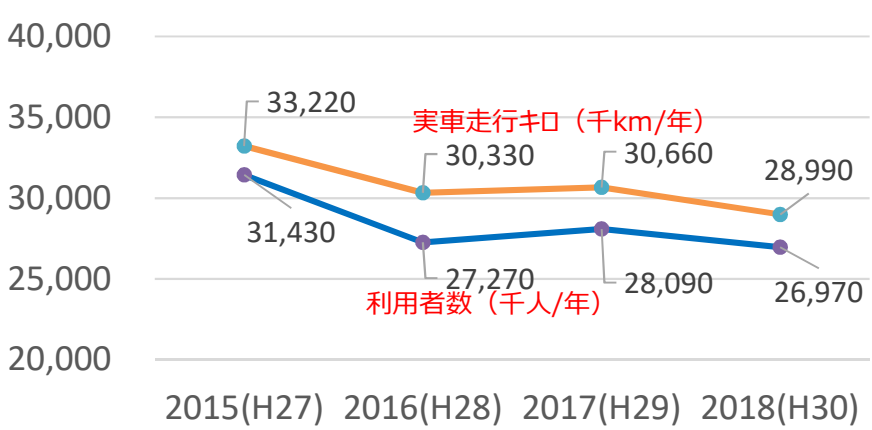
	基準年		調査・分析及び評価年					
		H27（H26実績）		(参考)H28（H27実績）	(参考)H29（H28実績）	(参考)H30（H29実績）	**H31（H30実績）**	R5（R4実績）
③公共交通機関の年間利用者数（単位：千人）	基準値	55,436	目標値	－	－	－	55,302	56,000
			実績値	54,759 ↘	52,016 ↗	53,721 ↘	53,342	※R5評価時にR4実績により算出

※公共交通利用者数は前年の利用者数を当年の実績値としている

運転士数と定員数の推移（バス）



利用者数と実車走行キロの推移（バス）



1)アンケート調査概要・目的

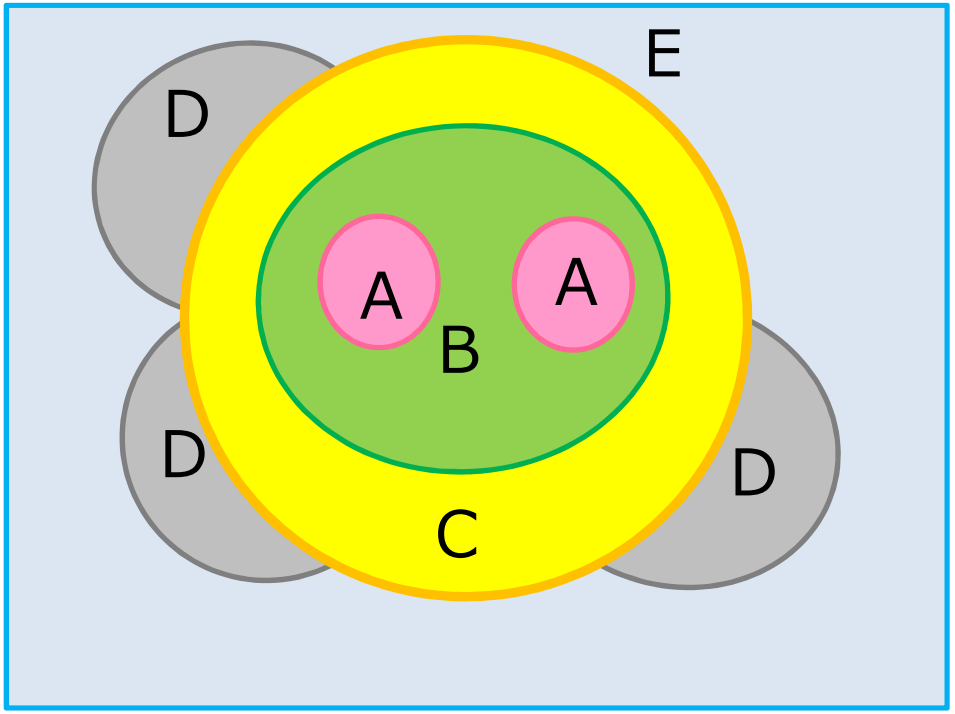
A：都市機能誘導区域（172,267人）

B：居住誘導区域　（368,113人）

C：区域外市街化区域（234,309人）

D：集落内開発区域　（ 50,823人）

E：市街化調整区域等（ 83,828人）



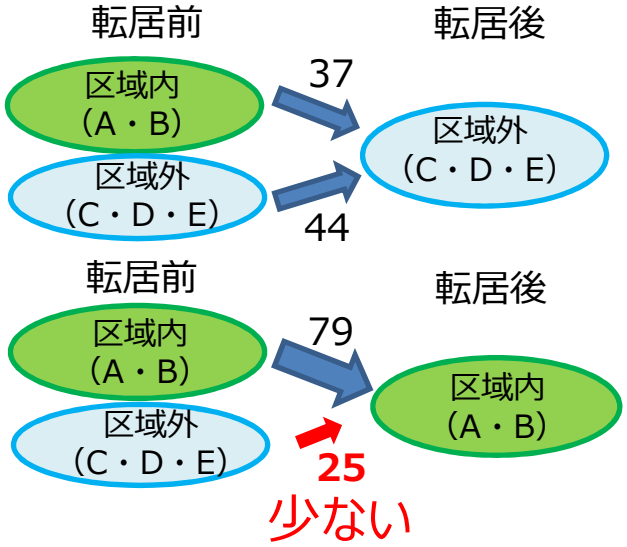
【対　象】　：右図のうち、近年市内に居住地を移した市内居住者（2000名）
【回収数】　：最終486件（回収率：24%）
【目　的】　：以下の事項を把握すること

○ 居住誘導区域内外に転居する方は、**どこからどのような理由等で転居する傾向にあるか？**
⇒ ①～④

○ 市内居住者にとって、**各地域拠点は、うまく機能しているか？**
⇒ ⑤・⑥

2)アンケート結果と考察

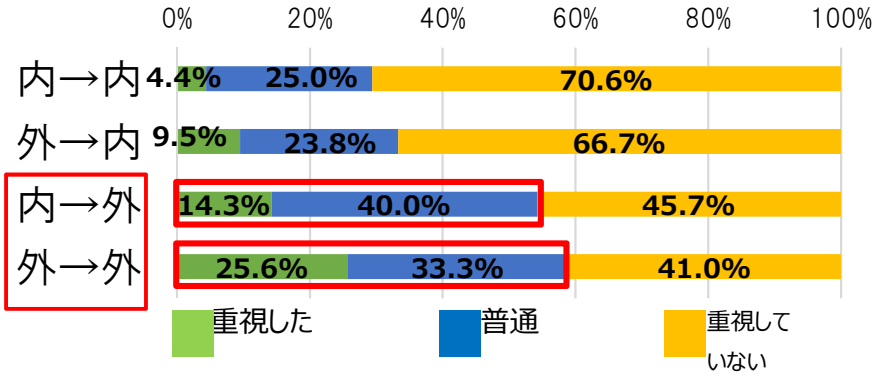
① 区域内（A,B）は流出入により、一定数を維持しているものの居住誘導区域外（C,D,E）から区域内（A,B）への**流入が少ない**。
特に区域外（C,D,E）で流出割合の多いCを区域内（A,B）に**誘導できていない**。



転居前の住所 ＼ 転居先の住所	居住誘導区域内（A・B）	A・B外のうち、市街化区域（C）	市街化区域外のうち、集落内開発地域（D）	市街化調整区域等（E）	各エリア転居元計
居住誘導区域内（A・B）	79	8	19	10	116
A・B外のうち、市街化区域（C）	22	7	18	12	59
市街化区域外のうち、集落内開発地域（D）	25	1	0	3	3	7
市街化調整区域等（E）	2	0	0	1	3
各エリア転居先計	104	15	40	26	185

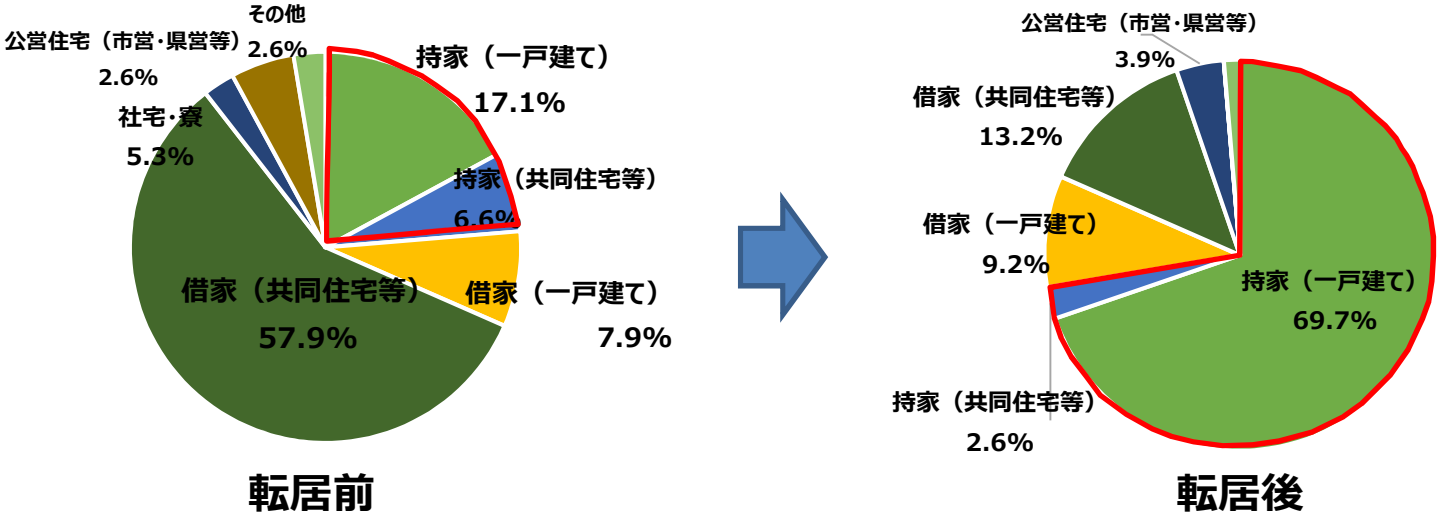
＜ 37

② 区域外に転居する人は、**住宅の広さ**を重視して転居する傾向にある。

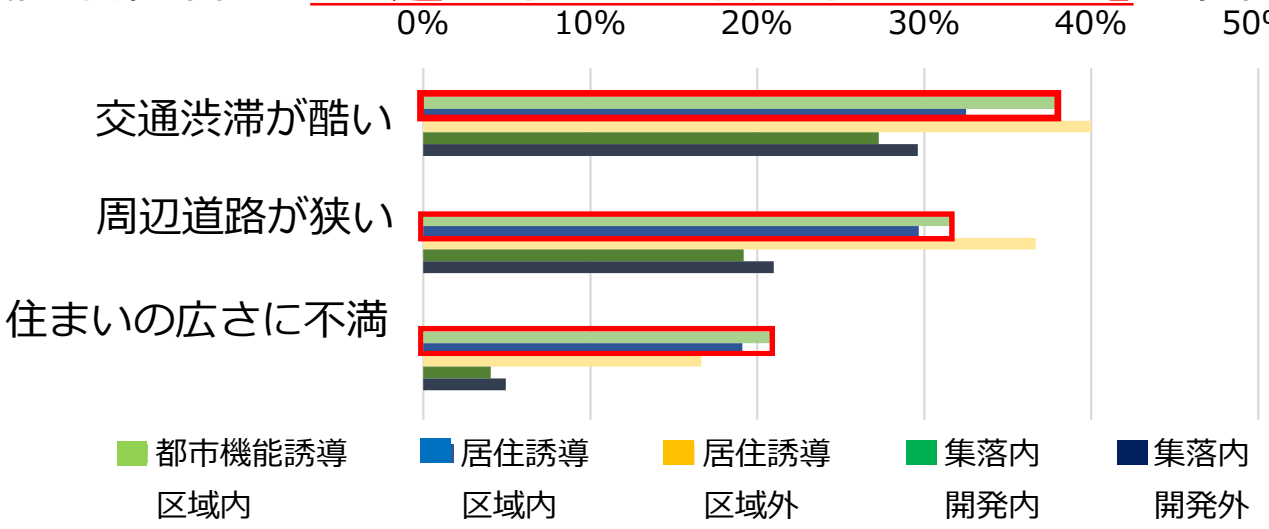


2)アンケート結果と考察

③ 区域外に転居する人は、**戸建て志向**の傾向にある。



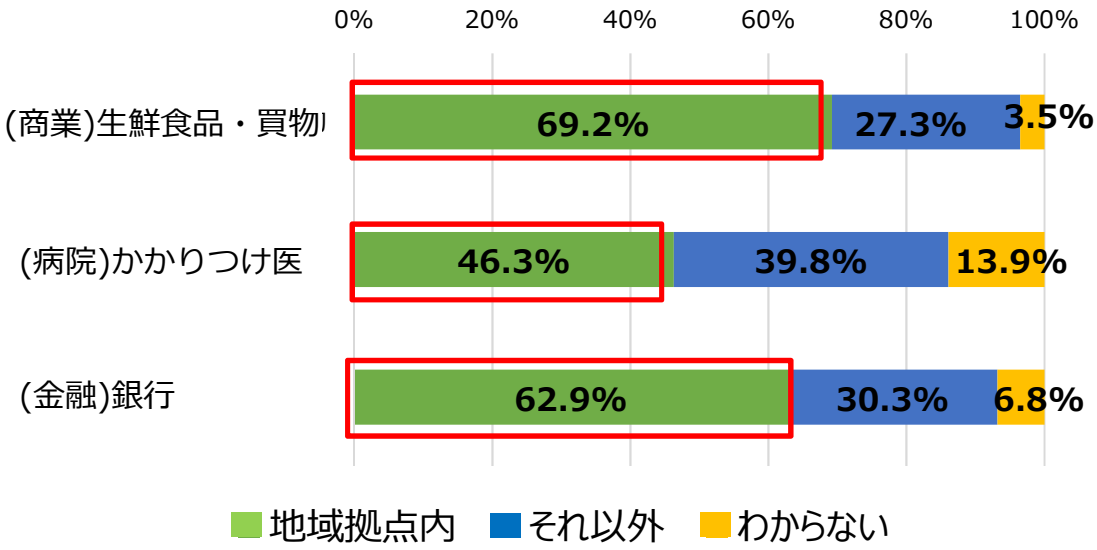
④ 区域内居住者は、**「交通渋滞・道路環境・住まいの広さ」**に不満傾向がある。

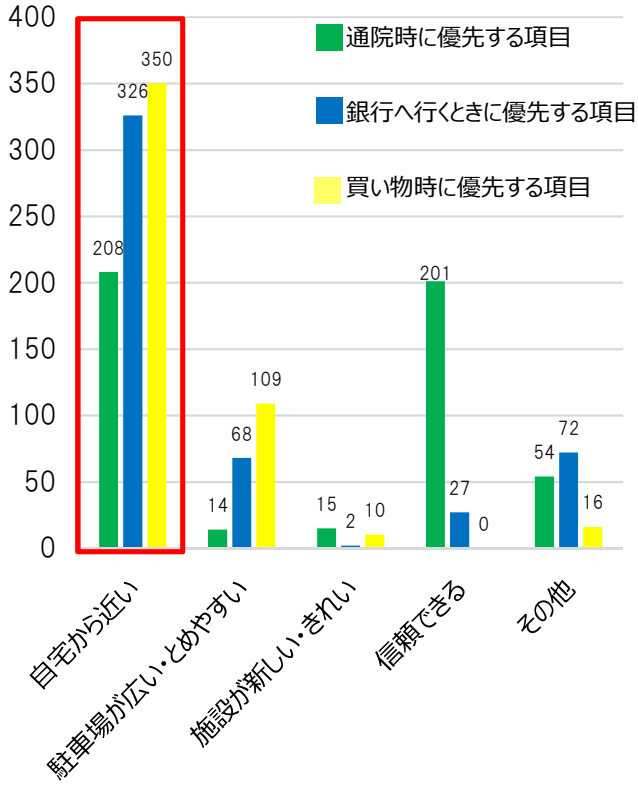


2)アンケート結果と考察

⑤ 地域拠点の誘導施設は、居住誘導区域内外の**過半の方に活用されている**。
そして、誘導施設を選ぶ基準として、「自宅から近い」が最も多い。

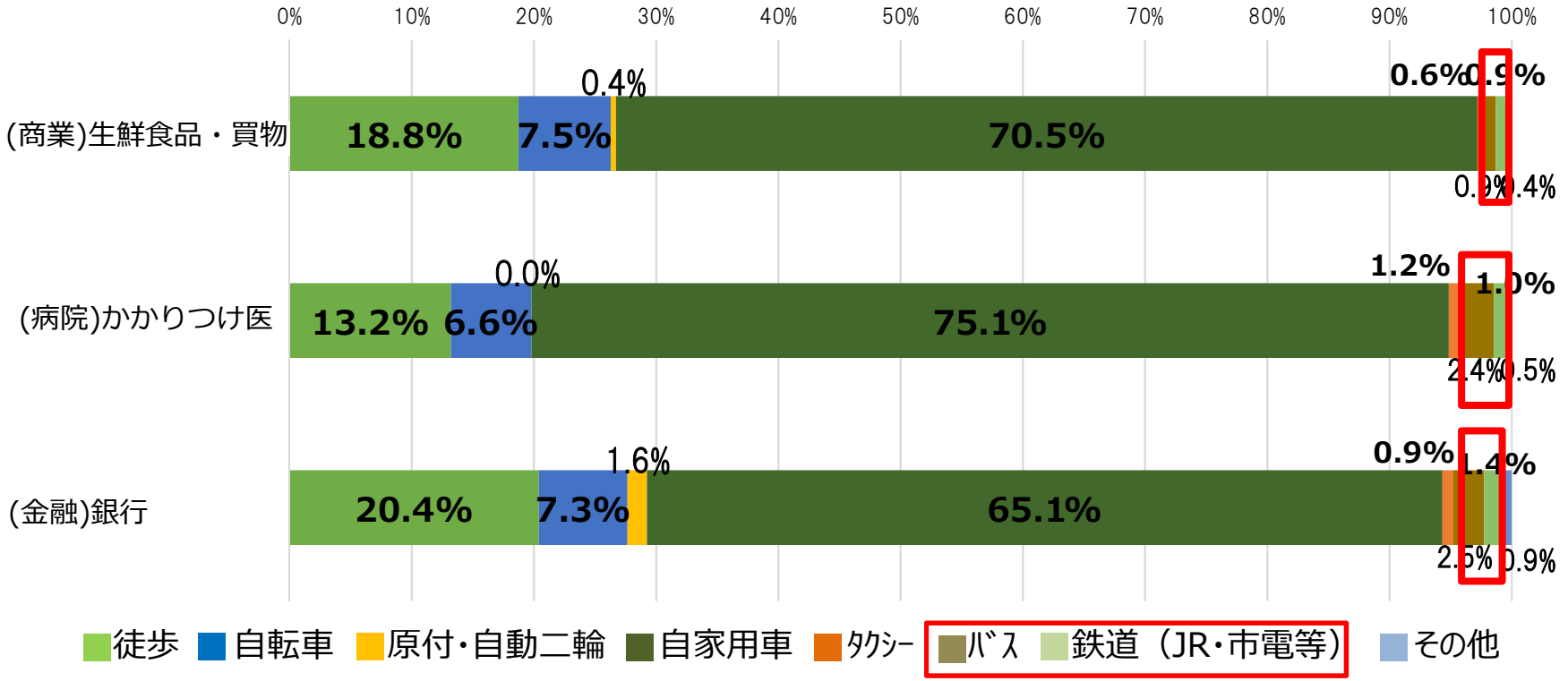
一方、都市機能誘導区域内に転居した人でも、「徒歩圏内に日常サービスが少ない」という意見がある





2)アンケート結果と考察

⑥ 誘導施設利用の際、公共交通機関の利用は**ほとんどない**。



2)アンケート結果と考察

アンケート結果からわかる主なポイント

○区域外（特にC）から区域内に誘導できるような施策を検討する必要がある。併せて、集落内開発制度などの運用の方向性について検討していく。

○居住誘導区域内でも広い家の建築を可能とするものや、地域拠点への更なる都市機能集積を図るような、**土地利用規制の緩和や施策**は有効。

○地域特性を踏まえた上で、地域拠点への公共交通機関（フィーダー交通）等による**アクセス性の向上**が必要。

２.防災視点の強化について

2．防災視点の強化について

（1）背景

○ 近年頻発・激甚化している自然災害を受け、これまで以上に**安全なまちづくりを推進**していくことが必要。

○ 災害レッドゾーン等、災害のリスクが高い地域は、原則、区域に含めないこととしているが**浸水想定区域（洪水）**については、中心市街地など既に多くの人が居住しているとともに、都市基盤が整備されていること等から、**一部居住誘導区域に含んでいる**状況。

○ 立地適正化計画においても、居住誘導区域内のリスクを明示し、防災対策を盛り込むなど、**防災視点の強化を図る**。

○ なお、**都市再生特別措置法の改正**（R2.6改正）においても、立地適正化計画の記載事項として**「防災指針」が追加**。

災害ハザードエリア	都市計画運用指針の考え方	熊本市立地適正化計画での取扱い	関係法令
土砂災害特別警戒区域	居住誘導区域に含まないこととすべき（レッドゾーン）	居住誘導区域に含まない	土砂災害防止対策推進法
津波災害特別警戒区域		区域の指定なし	津波防災地域づくり法
災害危険区域		居住誘導区域に含まない	建築基準法
地すべり防止区域		居住誘導区域に含まない	地すべり等防止法
急傾斜地崩壊危険区域		居住誘導区域に含まない	急傾斜地法
土砂災害警戒区域	原則として、警戒避難体制の整備状況等を総合的に勘案し、居住を誘導することが適当ではないと判断される場合は、含まないこととすべき（イエローゾーン）	居住誘導区域に含まない	土砂災害防止対策推進法
津波災害警戒区域		区域の指定なし	津波防災地域づくり法
津波浸水想定区域		区域の指定あり（居住誘導区域外）	津波防災地域づくり法
浸水想定区域（洪水）		**一部居住誘導区域に含む**	水防法
浸水想定区域（雨水出水）		区域の指定なし	水防法
浸水想定区域（高潮）		**R2 年度中を目途に作成中（熊本県）**	水防法
都市洪水想定区域		区域の指定なし	特定都市河川浸水被害対策法
都市浸水想定区域		区域の指定なし	特定都市河川浸水被害対策法

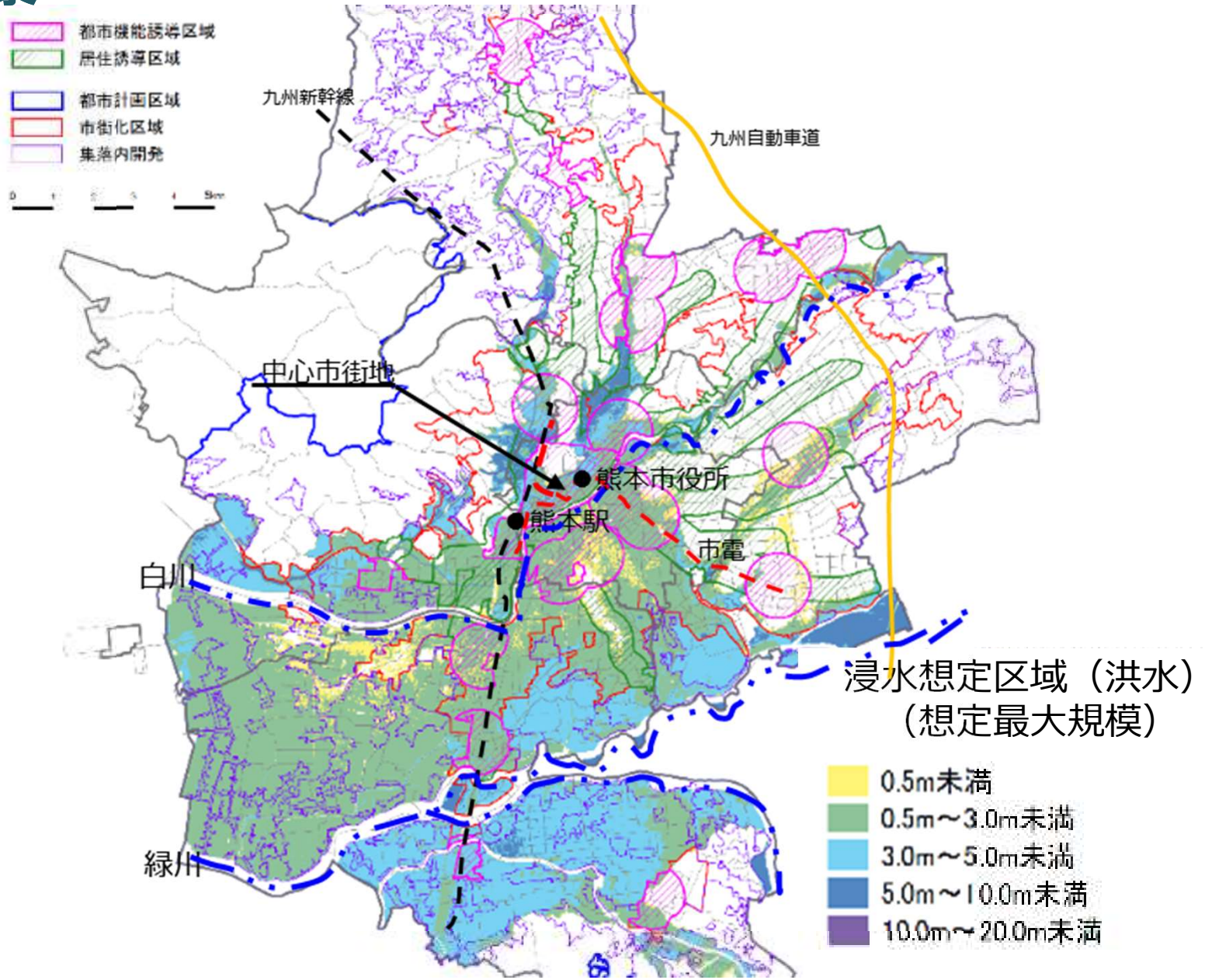
法改正

居住誘導区域から原則除外

居住誘導区域における「防災指針」の作成

2．防災視点の強化について

（1）背景



２．防災視点の強化について

（１）背景

〇都市再生特別措置法 【抜粋】

〈立地適正化計画〉

第81条　市町村は、単独で又は共同して、都市計画法第４条第二項に規定する都市計画区域内の区域について、都市再生基本方針に基づき、住宅及び都市機能増進施設（医療施設、福祉施設、商業施設その他の都市の居住者の共同の福祉又は利便性のため必要な施設であって、都市機能の増進に著しく寄与するものをいう。）の立地の適正化を図るための計画（以下「立地適正化計画」という。）を作成することができる。

２　立地適正化計画には、その区域を記載するほか、おおむね次に掲げる事項を記載するものとする。

一～四　(略)

五　居住誘導区域にあつては住宅の、都市機能誘導区域にあつては誘導施設の立地及び立地の誘導を図るための都市の防災に関する機能の確保に関する指針（以下この条において「防災指針」という。）に関する事項

六　第二号若しくは第三号の施策、第四号の事業等又は防災指針に基づく取組の推進に関連して必要な事項

２．防災視点の強化について

（２）防災指針の構成（案）

「防災指針」については、主に以下の4点についてとりまとめる予定。

●基本的な考え方

⇒都市マスタープランに掲げる都市防災の方針を基本としつつ対策や行動の目安となるものを明示。

●本市の現状と各種災害リスク等

⇒市域全体における、各種災害リスク(浸水、地震等)や、避難所など既存の対策基盤等の情報を明示。

●各地域拠点における災害リスク（洪水）の検証と明示

⇒各地域拠点において、災害リスクデータや既存の各種データを組み合わせ、より実用性の高い災害リスク情報を明示。

●リスク軽減に向けた取組

⇒検証結果などを踏まえ、今後の取組や施策の方向性を明示。

2．防災視点の強化について

（2）防災指針の構成

● 基本的な考え方

○ 熊本地震等を踏まえ改訂（H29.8改訂）した熊本市都市マスタープランに掲げる都市防災の方針を基本としつつ、地域住民の方々がリスクを自覚し、リスクを管理・共存していく上で、**対策・行動時の判断にあたっての“目安”となるものを明示。**

【都市防災の方針】

① 災害に強い都市基盤の形成

② 災害時でも機能する拠点の整備

③ 市民・地域・行政の災害対応力の強化

・家屋の建築時に地盤高や階数をどうするか。。。
・ビル建替時に電気設備や備蓄倉庫をどこに配置するか。。。
・避難する際に、いつ、どのような経路で避難するか。。。
・現在の避難所は安全なのか。。。
・リスク軽減にはどういった施策が有効か。。。

居住誘導区域における“目安”
（行動や判断の根拠となる数値・満たすべき条件）

例）・浸水深と避難に必要な階数
・避難所までの徒歩圏
・災害継続時間、避難所までの距離及び必要な備蓄

方針に基づく（市民・地域・行政等の）対策や行動

2．防災視点の強化について

（2）防災指針の構成

● 各地域拠点における災害リスクの検証と明示

避難距離や浸水継続時間等との関係



〈主な内容〉

○ 避難所までの距離や移動時間を踏まえ徒歩で避難可能な範囲を検証

○ 浸水継続時間等により、避難時に準備すべきものや復旧にかかる時間を検証

浸水深や現存の建物及びインフラとの関係



〈主な内容〉

○ 拠点内の浸水深データに各種データ（都画基礎調査等）を重ね合わせることにより、居住誘導区域における垂直避難に必要な階数等や、避難時のアクセシビリティを検証。

検証結果

○ 浸水深が最大○mであり、垂直避難の場合は、○階以上。

○ 居住誘導区域全域が徒歩○○分圏内に避難所を有する。

○ 浸水継続時間は○日であり、避難時には○日分以上の備蓄が必要。

○ 居住誘導区域から、避難所までの主要道路（幅員○m以上）は○○。

2．防災視点の強化について

（2）防災指針の構成

● 災害リスクの検証と明示（イメージ）【中心市街地付近】



使用データ

○ 今回使用したデータは、想定最大規模の浸水想定区域。

○ 本地区の前提となる降雨は、白川流域の２日間総雨量８６０mm。

（※参考情報）
・平成２４年九州北部豪雨での１時間雨量は最大１２４mm、２４時間雨量は４９３mm（気象台資料）
・令和２年７月豪雨では、最大の２４時間降水量が、489mm(球磨郡湯前町)

浸水に関する時系列※1

想定最大規模の大雨により、河川水位が、氾濫注意水位を超える

↓

避難判断水位を超える　→　避難準備・高齢者等避難情報※2

↓

氾濫危険水位を超える　→　避難勧告・避難指示等※2

↓

発災

白川が氾濫する

↓ 2h

中心市街地の一部で浸水が発生

↓ 7h

浸水深が最大（図の通り）に達する

↓ 21h

いずれかの場所で浸水が続く

居住誘導区域における基準（目安）の例

○ 垂直避難を活用した安全確保
⇒浸水深と垂直避難可能階数、避難所の徒歩圏

（具体例）
・垂直避難に必要な階数　区域は2階以上／区域は3階以上／区域は5階以上
・避難所の徒歩圏　地区全域が徒歩30分圏内

対策の例

○ インセンティブによる民間建築物の防災機能強化・誘導

○ 圏内の実状に応じた避難所の確保

行動の例

○ 浸水深に配慮した建築や設備配置

○ 災害時の垂直避難による安全確保

※1：風水害時には同時に、土砂災害警戒情報等も発令する場合があり、必ずしも本時系列の通りではない。

※2：避難準備・高齢者等避難情報、避難勧告・避難指示等は、降雨状況等を含め総合的に判断し発令されるため、必ずしもこの通りではない。

2．防災視点の強化について

（参考）「防災指針」の作成にかかる国の支援

頻発化・激甚化する災害に対して、居住等の誘導を図る地域の安全を確保しつつ、都市のコンパクト化を推進するため、国のコンパクトシティ形成支援チームにおいて、**防災に関与する部局により「防災タスクフォース」を設置。**

○ 市町村に対する省庁横断、ワンストップの相談体制として、**防災指針の作成 や 指針に位置付けた施策推進等を支援。**

○ 都市の防災・減災対策に意欲的に取り組む**15都市（熊本市含む）を「防災コンパクト先行モデル都市」として選定。（下記の表参照）**

⇒防災指針の検討・策定の取組を重点的に支援、

⇒防災指針検討状況を踏まえた「防災指針作成の手引き」の充実、

⇒都市同士での取組状況の横展開　など

番号	市区長村名	都道府県	人口（H27国調）	立地適正化計画公表日
1	二戸市	岩手県	27,611	作成中
2	南陽市	山形県	32,285	作成中
3	郡山市	福島県	335,444	H29.3.31
4	須賀川市	福島県	77,441	R1.6.30
5	宇都宮市	栃木県	518,594	H29.3.31
6	秩父市	埼玉県	63,555	作成中
7	厚木市	神奈川県	225,714	作成中
8	福知山市	京都府	78,935	作成中
9	高槻市	大阪府	351,829	H29.3.31
10	忠岡町	大阪府	17,298	作成中
11	倉敷市	岡山県	477,118	作成中
12	久留米市	福岡県	304,552	H29.3.31
13	熊本市	熊本県	740,822	H28.4.1
14	益城町	熊本県	33,611	作成中
15	日向市	宮崎県	61,761	作成中

防災コンパクト先行モデル都市（R2.7.10時点）※第1回コンパクトシティ形成支援チーム防災タスクフォース会議資料より

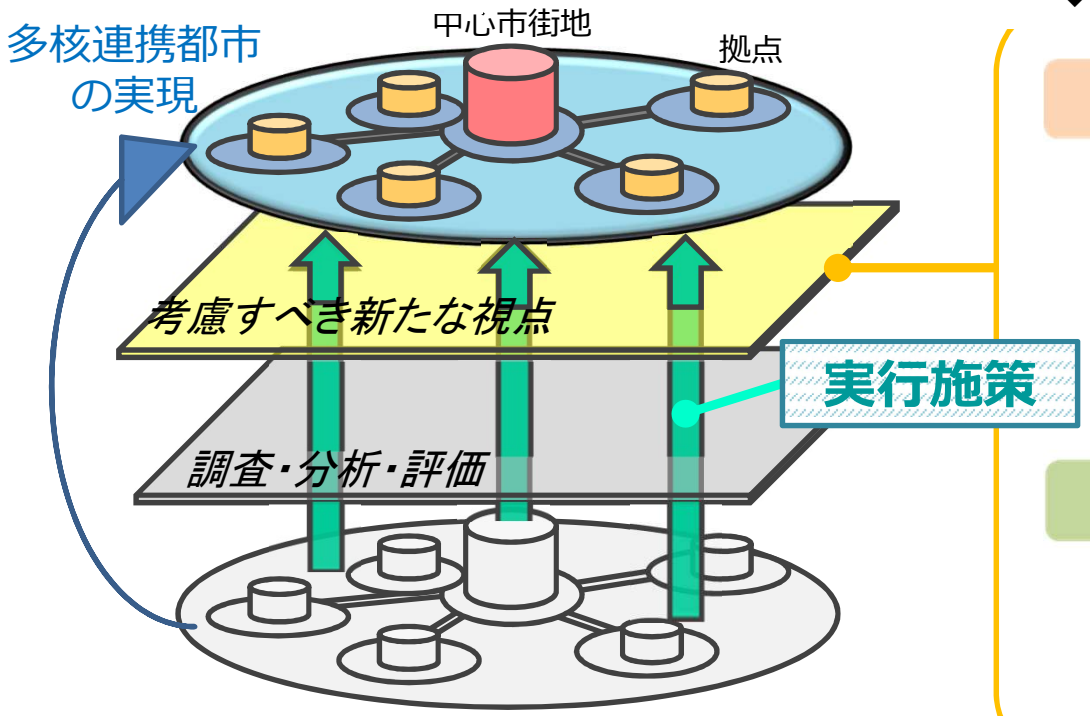
３.施策検討の方向性について

３.施策検討の方向性について

（１）施策検討にあたっての考え方

施策の更新・見直しにあたっては、今回の調査、分析及び評価に加え、防災視点の強化や行動様式の変化など**考慮すべき新たな視点**を交えて、**それぞれの地域特性に応じた**施策を展開していく。

◆施策のイメージ



◆考慮すべき新たな視点



３.施策検討の方向性について

（２）既存の施策及び制度

○ 都市再生特別措置法第88条及び第108条に基づく届出制度（都市政策課）

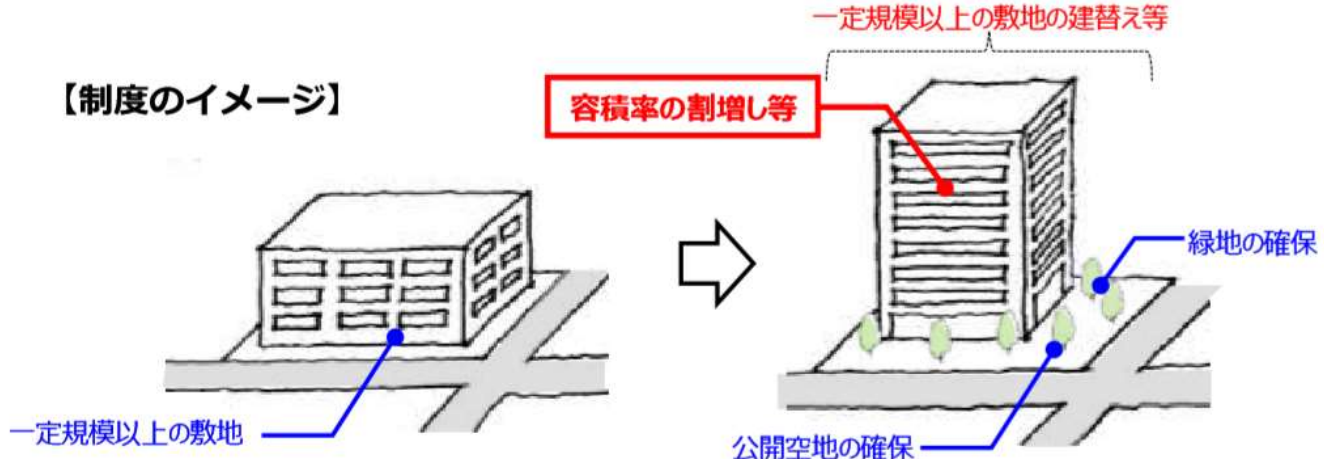
⇒住宅や都市機能等の立地動向を把握すると共に、届出者に対し、多核連携都市の実現に向けたまちづくりへの機運醸成と、今後の事業展開等の方向性を改めて検討していただくよう協力を依頼する「事務文書」を配布

○ 社会福祉施設等施設整備に係る補助採択基準の優遇（介護保険課）

⇒社会福祉施設等の施設整備において、都市機能誘導区域内における補助採択基準の採点に関する基準（基礎となる点数）を引上げ

○ 中心市街地における「まちなか再生プロジェクト」（都市政策部）

⇒災害に強く魅力と活力ある中心市街地の創造を目的として実施する老朽建築物等の建替え促進策として、防災機能強化など公共貢献の度合いに応じた容積率の割増しや財政支援等、インセンティブにより防災機能強化を誘導。

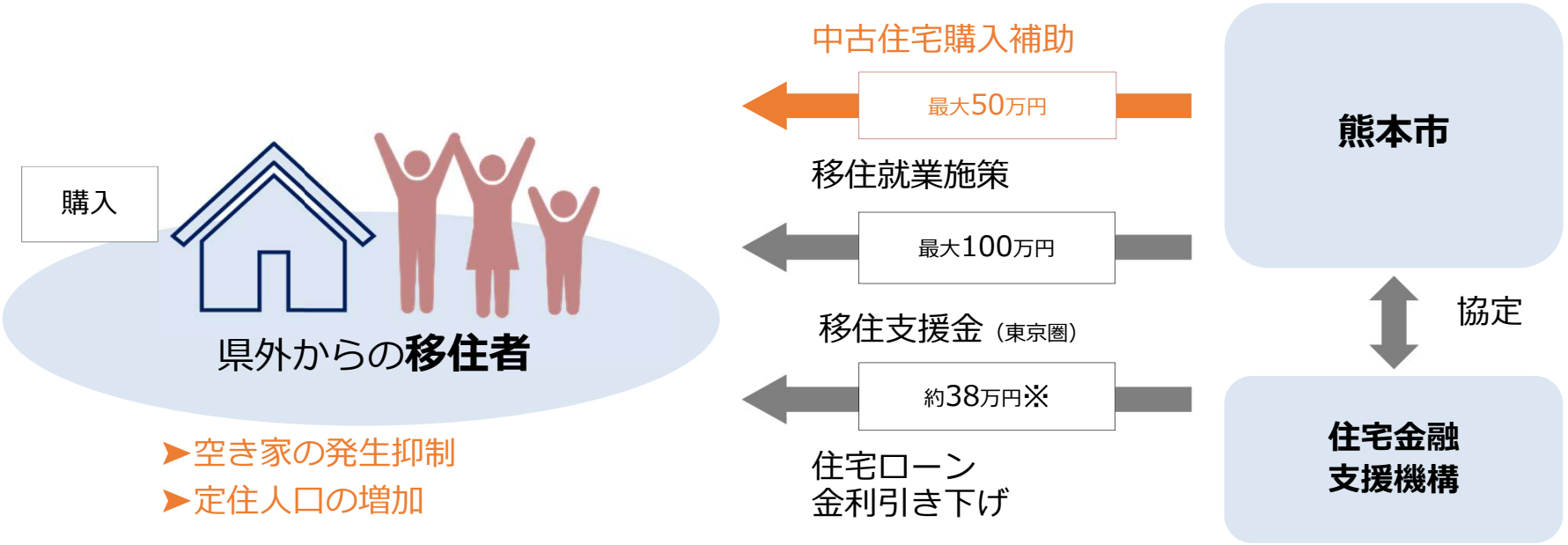


３.施策検討の方向性について

（２）既存の施策及び制度

○ 定住・移住者への財政支援（住宅政策課）

⇒居住誘導区域内空き家等を活用した**県外からの定住・移住者**に対する
中古住宅 購入額支援。
(R2.7.6より受付開始)



３.施策検討の方向性について

（３）今後の施策検討の例

●防災視点の強化を踏まえた施策

○ **浸水想定区域内における民間建築物等の防災機能強化**

⇒既存のハード・ソフト面での災害対策に加え、浸水想定区域内における民間建築物等の防災機能強化をインセンティブにより誘導し、**<u>災害リスクを低減。</u>**

【他都市事例】
関西みらい銀行：流域治水推進住宅ローン(滋賀県)
ハザードマップに基づき「水害リスク対策」を施した住宅の購入資金、増改築に係る費用を対象に、一定の条件を満たす場合に自然災害保障特約付住宅ローンの金利を優遇するもの。

●行動様式の変化を踏まえた施策

○ **各地域拠点の施設整備及び支援スキーム検討**

⇒それぞれの地域特性の把握や課題の分析を行うとともに、「行動様式の変化」も見据え、誘導すべき都市機能、賑わいの創出、防災性の向上を図る施設整備や、都市機能を維持集積するための具体的施策を検討。

３.施策検討の方向性について

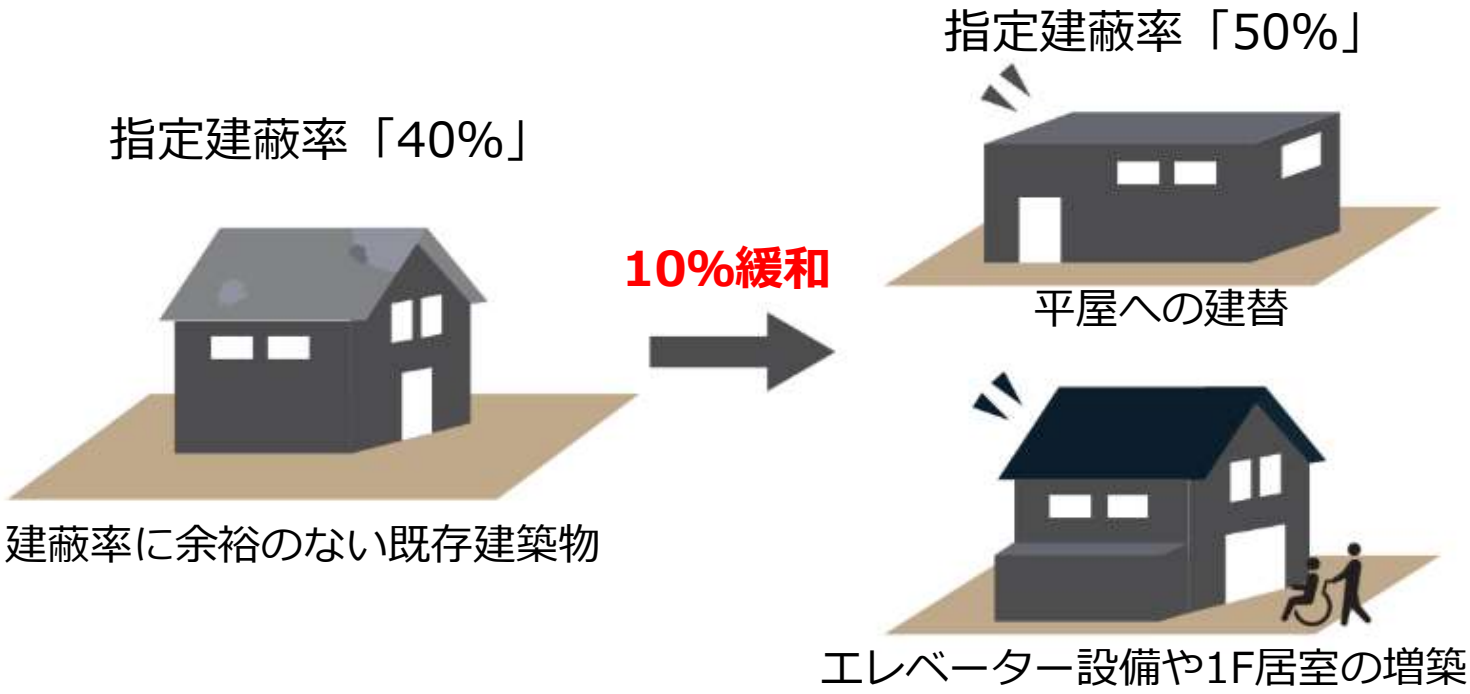
（３）今後の施策検討の例

●調査、分析及び評価を踏まえた施策（既存制度の見直し等）

○ 都市計画用途地域の見直し

⇒居住誘導区域内の第1種低層住居専用地域の建蔽率を緩和（40%⇒50%）し、建築物の平屋への建替やバリアフリー設備の増築を容易にし、居住を促進する。

⇒都市機能誘導区域内の幹線道路沿線における専用住居系の用途地域を第1種住居地域に引上げ、当該区域内における誘導施設の更なる立地を促進する。



３.施策検討の方向性について

（３）今後の施策検討の例

●調査、分析及び評価を踏まえた施策（既存制度の見直し等）

○ 市街化調整区域における土地利用の方向性の検討

⇒地区計画制度や集落内開発制度により近年急激に宅地化が進行した区域など、開発動向の調査を進めるとともに、調整区域における土地利用の方向性について検討。

○ 熊本地域公共交通網形成計画等に基づく新たな取り組み（交通政策課）

⇒今年度改定予定の熊本地域公共交通網形成計画における事業等により公共交通利便性の向上を図る。

・中心市街地と15の地域拠点を結ぶ８軸の基幹公共交通軸の強化
・事業者連携でわかりやすく利用しやすいバス路線網の再編
・地域と共に公共交通による移動を確保し、公共交通空白・不便地域を解消
（バス事業者による共同経営の推進、市電延伸の検討、コミュニティ交通の維持改善 等）

